

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問内容	回答
1	3	1	(1)	オ				事業方式	BT方式の対象施設については維持管理対象から除く、との理解でよろしいでしょうか	ご理解の通りです。ただし、敷地内水路の日常点検・清掃作業は実施頂きます。
2	3	1	(1)	オ				事業方式	「※維持管理における敷地内水路の日常点検・清掃作業については事業者で実施する。」とありますが、暗渠となる場合も十分に考えられます。約30mおきにマンホールを設置し、清掃車両が横付けできることと定めているのは、東402、411、412水路という理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。また、開渠の場合は都市公園面積が減になる等の敷地設定への影響が想定されることから、市では暗渠を前提として要求水準書(案)を作成しています。
3	4	1	(1)	キ				事業期間	事業期間は事業者の提案に基づき決定する、とありますが、施設整備期間が短い(早期供用開始した)場合、維持管理運営期間が長期化し、コストアップすると思慮します。その場合、価格審査では不利となると思慮しますが、どのように審査されるのかをお示しくたない	入札公告時に示します。
4	4	1	(1)	キ				事業期間	維持管理費用については、当然ながら維持管理期間が短い方が安価となります。供用開始日を最終期限より可能な限り前倒しして提案することと、供用開始の最終期限日に供用開始し、維持管理費用を安価に抑えることと、どちらが評価点が良いのでしょうか。	入札公告時に示します。
5	4	1	(1)	キ				事業期間	運営・維持管理期間は供用開始日に関わらず令和30年3月末日とされていますが、この場合整備を早期に終了した事業者が長期の運営・維持管理を行うこととなり、運営・維持管理費用が増大することとなります。価格評価の方法はどのようにお考えでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No. 4を参照ください。
6	4	1	(1)	キ				事業期間	運営・維持管理期間は供用開始日に関わらず令和30年3月末日とされていますが、この場合に整備を早期に終了した事業者は長期の運営・維持管理を行うこととなり、運営・維持管理費用が増大します。価格評価の方法はどのようにお考えでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No. 4を参照ください。
7	4	1	(1)	キ				事業期間	「本発掘調査が必要となった場合の費用及び工期延伸リスクは市の負担とする。」とありますが、工期延伸により民間収益事業期間が縮減されることによる逸失利益も認めて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	逸失利益を特定することが困難であることから、当該利益の認定は行いません。
8	4	1	(1)	キ				事業期間	テニスコート等の既存施設に関して、新中央体育館の供用開始前までは現管理者が実施主体ということですが、既存施設供用開始前の備品等搬入については、現管理者と調整して新中央体育館の供用開始前に行えるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	5	1	(1)	キ				事業期間	民間提案施設を新体育館と合築した場合の運営・維持管理期間は新体育館と同じで宜しいでしょうか。	要求水準書(案)添付資料(資料-31「使用料等の考え方」)に示した通り、民間提案施設業務で整備する民間提案施設は別棟で設置する必要があります。一方、体育館等公共エリアの中で事業者が任意で整備する民間提案施設の運営・維持管理期間は、原則体育館等公共エリアの運営・維持管理期間と同期間とします。
10	5	1	(1)	キ				事業期間	新陸上競技場の開業準備に合わせて、新体育館の開業準備の一部(例:システム構築、HP立ち上げなど)を行うことは可能でしょうか。またその場合のコストについて、開業準備業務に係る対価に含めて良い、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	6	1	(1)	ク	(オ)			事業範囲	プレイリダー配置業務は任意業務とされていますが、市からのサービス対価支払い対象の業務となるでしょうか。対象の場合は、本業務を実施する者と実施しない者の価格差はどのように評価されるでしょうか。	前段について、プレイリダーの配置運営はサービス対価の対象となりますが、イベントの開催等自主事業として扱う内容はサービス対価の対象となりません。後段について、詳細は、入札公告時に示します。
12	6	1	(1)	ク	(オ)			事業範囲	プレイリダー配置業務は任意業務とされていますが、市からのサービス対価支払い対象の業務となるでしょうか。対象の場合、本業務を実施する者と実施しない者の価格差はどのように評価されるでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No. 11を参照ください。
13	7	1	(1)	ケ	(ア)			事業者の収入	施設整備業務対価のうち割賦払い分の入札時の基準金利は、TSR(フォールバックレート)またはTSR(TONA参照)のいずれかを採用するするという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、入札時に利用する具体的な金利を公告時に公表いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段及び後段について、入札公告時に示します。
14	7	1	(1)	ケ	(ア)			事業者の収入	施設整備業務に係る対価は、各期の解体期間及び建設期間にわたり出来高で支払う、とありますが、引渡し時の支払い以外は全て出来高金額にて支払われる、との理解でよろしいでしょうか。また、出来高払いの回数及び時期についてお示しください。	前段については、実施方針に記載の通り、施設整備業務に係る対価は、割賦方式を想定し、一部を出来高で支払います。後段について、サービス対価の支払方法については、入札公告時に示します。
15	7	1	(1)	ケ	(ア)			事業者の収入	資金調達金額等の考慮のため、割賦方式と出来高払いの想定割合をご教示ください。また、出来高払いは、年度毎の出来高払いになるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No. 14を参照ください。
16	7	1	(1)	ケ	(ア)			事業者の収入	割賦方式に係る基準金利の確定日は、施設引渡しの数日前という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。詳細は、入札公告時に示します。
17	7	1	(1)	ケ				事業者の収入	設計・工事・工事監理業務などの施設整備業務の対価について、施設整備期間中の出来高払いと引き渡し後の割賦払いの比率など現時点のお考えをご教示ください。	サービス対価の支払方法については、入札公告時に示します。
18	7	1	(1)	ケ	(ウ)			事業者の収入	「運営・維持管理にかかわる対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を、運営・維持管理期間にわたり事業者へ支払う。」とありますが、当該対価は、毎年同額の支払い(均等払い)、もしくは、事業者が毎年提案する額の支払い(変動払い)のどちらを想定されているでしょうか。	均等払いを想定しています。詳細は、入札公告時に示します。

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問内容	回答
19	7	1	(1)	ケ	(エ)			事業者の収入	自販機・ネーミングライツ収入も基本的に事業者が契約者になると想定されますが、契約内容や書式は事業者任意のものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、要求水準書（案）に記載のとおり、事前に市の承認を得て実施する必要があります。
20	7	1	(1)	ケ				事業者の収入	統括管理業務に係るサービス対価がありませんが、他の対価に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
21	9	1	(1)	コ				事業スケジュール（予定）	事業終了となる2048年3月までに、民間提案施設及び自主事業の原状回復を終えておくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。事業期間終了時は、原則として原状回復とすることとします。
22	10	2	(1)	ウ	(イ)	a		審査の方法	公告時までに入札予定価格（上限価格）をご教示いただけたとの理解でよろしいでしょうか。またその際には、合わせて施設整備と維持管理・運営それぞれの上限価格、消費税等を含む上限価格と除いた上限価格をそれぞれご教示いただけませんかでしょうか。	前段については、ご理解の通りです。後段について、各対価の上限価格、また消費税等を含む上限価格および消費税等を除いた上限価格の公表は想定していません。
23	10	2	(1)	エ				選定委員会の設置と評価	「市は、学識経験者から構成される…(省略)…「選定委員会」を設置する。」とありますが、市の特別職及び職員は選定委員に含まれず、全委員が外部委員で構成される、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
24	10	2	(1)	エ				選定委員会の設置と評価	3月下旬の入札公告時に選定委員会の委員についてご公表いただけますでしょうか。	ご理解の通りです。
25	10	2	(1)	カ				落札者を選定しない場合	1グループの入札となった場合でも、選定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
26	10	2	(1)	カ				落札者を選定しない場合	入札が1グループであった場合は、審査要件を満たしている場合は有効な入札として審査、落札者選定されるものと考えてよろしいですか。	実施方針に関する質問・回答書No. 25を参照ください。
27	10	2	(1)	カ				落札者を選定しない場合	入札参加者が1グループのみであった場合でも、審査の要件を満たせば有効な入札として取り扱われるでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No. 26を参照ください。
28	11	2	(2)	ア				事業者の募集及び選定のスケジュール	対話の実施から提案書類の受付締切の間に、第2回質問・回答の機会を設けていただけませんかでしょうか。	ご意見を踏まえて検討します。詳細は入札公告時に示します。
29	12	2	(2)	イ	(エ)			実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見の受付及び回答公表	提案内容に係る質問等で非公表を希望するものは、その旨注記すれば、非公表としていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解の通りですが、公表すべき内容が含まれる場合は、質問者に公表内容を確認の上、公表します。
30	12	2	(3)	ア	(ア)			入札参加者の構成等	本事業の業務は担当せず事業者へ融資する金融機関やアドバイスを行う第三者については参加資格申請の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
31	12	2	(3)	ア	(ア)	a		入札参加者の構成等	構成員から業務を請負う者も構成企業として宜しいでしょうか。	構成員から業務を請け負う者は構成企業に含まれません。構成企業はSPCから直接業務を請け負う者に限定されます。
32	12	2	(3)	ア	(ア)	a		入札参加者の構成等	現在の指定管理者や市と関係が深い外部団体が構成員または協力企業として特定のグループに参加してもよいか、位置づけをご教示ください。	公平性の観点から、市と関係の深い下記団体が入札参加グループに参加することは不可とします。 ・公益財団法人西宮スポーツセンター ・一般財団法人西宮体育協会 ・西宮ストークス（株式会社ストークス） ・J Tマーヴェラス（日本たばこ産業株式会社）
33	12	2	(3)	ア	(ア)	b		入札参加者の構成等	「入札参加グループは、構成員と民間提案施設企業のみとすることも可能とする」とありますが、民間提案施設企業は構成員にも協力企業にも属さないという事でしょうか。	ご理解の通りです。なお、構成員及び協力企業が民間提案施設企業を兼務することは可能です。
34	13	2	(3)	ア	(ウ)			入札参加者の構成等	落札となった参加グループは（公財）西宮スポーツセンター及び（一財）西宮体育協会と密接に関わって協議をしていくと考えられるため、両社が入札に参加可能となると公平な入札にならないと思われませんが、参加は不可となりますでしょうか。また、（一財）西宮体育協会は現在西宮市立中央体育館内に事務所を置かれていますが、整備後はどのようにお考えでしょうか。	前段については、実施方針に関する質問・回答書No. 32を参照ください。後段について、整備後の施設に専用の事務所を設置する予定はありません。
35	13	2	(3)	ア	(ウ)			入札参加者の構成等	民間提案施設企業がSPCに出資を行う場合、または出資を行わず直接業務を請け負う場合において、他のグループとして参加し複数提案することはできないという理解でよろしいでしょうか。その他企業については構成員又は協力企業とする記載がありますが、民間提案施設企業についてはその明記がないため、複数提案が可能とも読み取れます。	構成員又は協力企業でない民間提案施設企業の複数提案は可能です。
36	13	2	(3)	イ				各業務を行う者の入札参加資格要件	入札参加資格申請時点では、実際に担当する可能性を持つ技術者等を候補として複数名提示し、業務開始時までにその中から選定することは可能でしょうか。	可とします。
37	15	2	(3)	イ	(イ)	a	(a)	各業務を行う者の入札参加資格要件	公園等施設設計企業の要件②について、平成16年4月1日以降に完了したものとありますが、設計企業に求められている完了とは、実施設計が完了したものと認識でよろしいでしょうか。それとも工事が竣工したものを指すのでしょうか。（b）建築施設設計企業及びb工事監理企業の要件についても同じ認識でよろしいでしょうか。）	前段については、ご理解の通りです。実施設計が完了したものと認識でかまいません。後段について、（b）建築施設設計企業は同様です。b工事監理企業の要件については工事が竣工したものです。
38	16	2	(3)	イ	(イ)			各業務を行う者の入札参加資格要件	実施方針P25記載の「その他施設」にある造成工事や歩道整備等整備の設計業務については、個別の参加資格要件はなく、P16記載の設計企業、工事監理企業としての資格要件を満たせば良いとの理解でよろしいでしょうか。	「その他施設」にある造成工事や歩道整備等整備の設計業務は、（a）公園等施設設計企業の資格要件を満たす必要があります。また、「その他施設」にある造成工事や歩道整備等整備の工事監理業務は、（a）公園等施設工事監理企業の資格要件を満たす必要があります。

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問内容	回答
39	17	2	(3)	イ	(イ)			各業務を行う者の入札参加資格要件	実施方針P25記載の「その他施設」にある造成工事や歩道整備等整備については、個別の参加資格要件はなく、P17記載の建設企業としての資格要件を満たせば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
40	17	2	(3)	イ	(イ)			各業務を行う者の入札参加資格要件	実施方針P25記載の「その他施設」にある造成工事や歩道整備等整備については、個別の参加資格要件はなく、P17記載の建設企業としての資格要件を満たせば良いとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No. 39を参照ください。
41	18	2	(3)	イ	(イ)			各業務を行う者の入札参加資格要件	「平成 21 年 4 月 1 日以降に～2年以上の運営実績を有すること」とありますが、親会社より事業継承して設立された子会社の場合、設立前の実績も含むものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
42	19	2	(3)	イ	(イ)			各業務を行う者の入札参加資格要件	民間提案施設企業として、施設の所有者とは別の運営者が施設を賃借して運営業務を行うスキームも考えられます。そのようなスキームの場合、参加申請する者は市と使用料契約等を締結する施設所有者であり、求められる同種同類事業の運営実績とは、施設所有者としての実績であり、実際の施設での運営業務の実績は必要ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
43	19	2	(3)	イ	(イ)			各業務を行う者の入札参加資格要件	民間提案施設企業として、施設の所有者とは別の運営者が施設を賃借して運営業務を行うスキームも考えられます。そのようなスキームの場合、参加申請する者は市と使用料契約等を締結する施設所有者であり、求められる同種同類事業の運営実績とは、施設所有者としての実績であり、実際の施設での運営業務の実績は必要ではないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No. 42を参照ください。
44	19	2	(3)	イ	(イ)	g		各業務を行う者の入札参加資格要件	民間提案施設において、民間提案施設企業が転貸借を行い運営者を誘致することも考えられます。この場合、転借人である運営者が入札参加資格要件を満たせばよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
45	19	2	(3)	イ	(イ)	g		各業務を行う者の入札参加資格要件	民間提案企業は、構成員、協力企業でなくても良いという認識でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
46	19	2	(3)	ウ				市内事業者に対する契約に関する事項	施設整備業務の「市内事業者契約額」について、落札金額のうち備品等の設置業務に係る対価（割賦金利除く）に対する割合を10%以上、備品等の設置業務以外の施設整備業務に係る対価（割賦金利除く）に対する割合を 20%以上と義務付けられておりますが、これは各業務の総額に対する比率であり、毎年度の出来高額に対しては適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
47	19	2	(3)	ウ				市内事業者に対する契約に関する事項	施設整備業務の「市内事業者契約額」についても施設整備業務の市側のモニタリング事項であるものの、努力義務であり不履行時にペナルティの対象とはならないものとの理解でよろしいでしょうか。	施設整備業務の「市内事業者契約額」は努力義務ではなく必須条件です。事業期間中の市による確認方法は、事業者と協議の上、決定します。また、未達時のペナルティについても設定する予定です。
48	19	2	(3)	ウ				市内事業者に対する契約に関する事項	市内事業者に対する契約について、入札参加グループの構成企業として市内事業者が参加した「共同企業体（共同施工方式）」から市内事業者への発注については、（ア）の各構成企業の分担事業費と市外建設企業の建設共同企業体への出資割合に応じた契約額を合計できると考えてよろしいでしょうか。	構成企業である共同企業体に市内事業者が含まれる場合には、当該市内事業者の出資割合に応じた分担事業費が（ア）に該当します。また、構成企業である共同企業体に市内事業者以外の企業が含まれる場合には、当該企業の出資割合に応じた、市内事業者が共同企業体から直接業務の一部を受託又は請け負う場合の契約金額の合計額が（イ）に該当し、上記（ア）及び（イ）は合算可能です。
49	19	2	(3)	ウ				市内事業者に対する契約に関する事項	入札参加資格で求められております市内事業者に対する契約の割合について証するものはどの様な物を提出すれば良いかご教示下さい。	事業期間中の市によるモニタリング方法は、事業者と協議の上決定します。
50	19	2	(3)	ウ				市内事業者に対する契約に関する事項	市内事業者は、市内に本社・本店を持つ事業者だけでなく、支店、事務所、営業所等、何らかの営業拠点がある事業者が含まれるとの理解でよろしかったでしょうか。	ご理解の通りです。
51	19	2	(3)	ウ				市内事業者に対する契約に関する事項	本支社・本支店・事務所等主たる営業所を西宮市内に有する者（以下「市内事業者」という。）とありますが、西宮市本社または本店である企業という理解でよろしいでしょうか。それとも、西宮市内に事業所を置く企業という理解でしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No. 50を参照ください。
52	19	2	(3)	ウ				市内事業者に対する契約に関する事項	但し書き以降の内容ですが、構成企業等の市内事業者から他の市内事業者に発注する場合は、市内事業者契約額に含めれないという意でしょうか。	ご理解の通りです。
53	19	2	(3)	オ	(イ)			入札参加資格の喪失	事業者の責により契約できない場合に違約金を課される条項がある場合、指名停止に関しては本事業に関する不正行為等の事由による指名停止の場合に限定していただけませんか。本事業に関しない要件（他地域での労災事故等）で指名停止を受け、本事業の契約解除・契約が結べないことが違約金の支払い対象となる場合、その対象範囲が広くなり企業としてとれるリスクの範囲を超え、参加することが困難となります。	入札公告時に示します。
54	20	2	(3)	オ	(イ)			入札参加資格の喪失	落札者の決定から基本協定の締結までの間に入札参加資格を喪失した場合も、（イ）に記載のように取り扱われると考えるとよろしかったでしょうか。	ご理解の通りです。詳細は、入札公告時に示します。
55	20	2	(4)	ア				著作権	市が提案書の一部又は全部を公表する際には、事前に事業者の合意を得るものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問内容	回答
56	21	2	(5)	イ				特別目的会社（SPC）の設立等の要件	「特別目的会社を西宮市内に設立すること」とありますが、本事業で整備する施設内に設立することも可能でしょうか。	可能です。
57	21	2	(5)	イ				特別目的会社（SPC）の設立等の要件	「SPCを西宮市内に設立すること」とありますが、施設引渡し後に本施設をSPC所在地とすることは可能でしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No.56を参照ください。
58	22	3	(3)	ア				市による事業の実施状況、サービス水準の監視	設計・建設段階のモニタリング対象業務が設計業務、建設業務及び工事監理業務と明記されておりますが、施設の解体・撤去関連業務及び備品等の設置業務についてもモニタリングが実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、詳細を入札公告時に示します。
59	22	3	(3)	ウ				市による事業の実施状況、サービス水準の監視	モニタリングにより事業者側の帰責事由で事業契約解除される場合のうち、維持管理業務の違約金が多額になってしまうと、融資金融機関の要請で、SPCの資本金や劣後融資が大きくなってしまいSPC費用が増加する可能性があります。内閣府のPFIガイドラインに基づき、違約金は年額の10%程度としていただけませんか。	入札公告時に示します。
60	22	3	(3)	ウ				市による事業の実施状況、サービス水準の監視	「モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映する」とあります。設計・工事・工事監理などの施設整備費について、割賦払いをされる場合には、施設引渡しにより割賦債権が確定しますので、維持管理業務の履行について、万が一モニタリングにより減額される場合にも割賦債権については減額されないという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
61	25	4	(3)					本事業で整備する施設構成	現在は西宮スポーツセンター内にマシンジムがあり、市民のご利用並びにニーズがあると思われませんが、この度の整備においては施設構成に含まず自主事業として提案施設とされた理由はどのようなことですか。	主な理由として、民間施設において同種同様の施設が一定数存在していること等が挙げられます。
62	29	8	(2)					指定管理者の指定	事業者への指定管理者の指定については、各施設で指定するの公園一括で指定するのをご教示下さい。また事業者が提案するスケジュールとは工期及び開業準備期間の事の理解で宜しいでしょうか。	前段については、施設ごとに供用開始時期を想定して指定します。後段については、ご理解の通りです。
63	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(4)資金調達リスク	資金調達リスクが両者主分担保となっておりますが、その意図についてご教示願います。	本事業では、施設整備業務に係る対価の一部に国の交付金及び起債を活用する予定であることから、市も負担者としています。
64	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(4)資金調達リスク	市と事業者の両方に●があるのは、市が調達すべき資金については市が、事業者が調達すべき資金については事業者がリスクを負担するという理解でよろしかったでしょうか。	ご理解の通りです。
65	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(6)法令変更リスク	兵庫県の地域別最低賃金の上昇に伴う人件費の増加について、「本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの」に該当するという理解で良いですか。	ご提示の内容は、物価変動リスクであり、法令変更リスクには該当しません。
66	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(7)税制度変更リスク	SPCやその構成員・協力企業は、本件施設において事業所税の課税対象となりますでしょうか。またその場合、公益法人が構成員になる場合も課税の対象となる理解でよろしいでしょうか。	管轄の税務署に確認ください。
67	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(7)税制度変更リスク	SPCの売上に対する利用者収入が50%を超える場合、SPCに事業所税が課される可能性があります。提案上50%以上となる収入を見込んでいない場合でも、事業者での負担となると事業所税を見込まざるを得なくなり、結果として事業費の増大につながることから、収入増の結果、事業所税が課税されることとなった場合については、市の負担としていただけないでしょうか。	市は負担しません。
68	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(9)住民対応リスク	市のリスクとされているもの（住民訴訟等）が原因で、事業者がレンダーより融資を受けられない場合の資金調達リスクは市という理解でよろしいでしょうか。	事業者が調達する資金調達に係るリスクについては、市は負担しません。
69	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(10)第三者賠償リスク	市の責に帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償以外には事業者にて対応する旨記載がありますが、事業者が普管注意義務を怠らざるお回避できない騒音、振動、電波障害等のリスクの取扱いについては、事業契約書の公開時に協議させていただきたくお願いします。	入札公告時の公表内容を踏まえて、改めてご質問ください。
70	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(10)第三者賠償リスク	上記（市の責に帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償）以外の事由によるもののリスク負担者は事業者になっておりますが、賠償責任ですので、当然、事業者にも帰責事由があるものに限られ、事業者にも帰責事由がないものは事業者負担ではないという理解でよいでしょうか。念のためご教示ください。	入札公告時に示します。
71	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(12)不可抗力リスク	事業者負担が▲※2（一定の金額以下は事業者負担）とありますが、想定される負担額の幅（程度）をご教示ください。	不可抗力リスクの負担割合については、入札公告時に示します。
72	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(12)不可抗力リスク	事業者が負担する一定の金額の条件をご教示ください。	実施方針に関する質問・回答書No.71を参照ください。
73	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(12)不可抗力リスク	不可抗力リスクは一定の金額以下は事業者負担とありますが、一定の金額とはどの程度の規模または比率を想定されているでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No.71を参照ください。

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問内容	回答
74	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(12) 不可抗力リスク	不可抗力リスクで、事業者負担となる一定金額以下は、貴市の工事請負契約約款と同じく1/100で検討されているとの認識でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No. 71を参照ください。
75	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(12) 不可抗力リスク	「不可抗力リスクは一定の金額以下は事業者負担」とありますが、一定の金額とはいくらを想定されていますか。	実施方針に関する質問・回答書No. 71を参照ください。
76	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(12) 不可抗力リスク	欄外※2に記載される事業者が負担する「一定の金額」についてお示しください。	実施方針に関する質問・回答書No. 71を参照ください。
77	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(12) 不可抗力リスク	(12) 不可抗力リスクの一定の金額以下は事業者負担とありますが、一定の金額についてご教示下さい。	実施方針に関する質問・回答書No. 71を参照ください。
78	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(12) 不可効力リスク	維持管理期間中の不可抗力に係る損害は、施設の所有権を市に移管済みであることを踏まえ、事業者には負担が求められないと考えてよろしかったでしょうか。特にBT対象施設については、管理責任も有していないことから、負担対象にはならないものと考えます。	事業者が実施する運営及び維持管理業務については、事業者も本リスク負担者となります。詳細は、入札公告時に示します。
79	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(13) 物価変動リスク	(13) 物価変動リスクに関して一定の指標をもとにとあるが、想定される指標をご教示ください。	入札公告時に示します。
80	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(13) 物価変動リスク	光熱水費の負担は全て事業者になりますが、光熱水費の供給単価の上昇についても、一定の指標での改定が認められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。詳細は、入札公告時に示します。
81	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(13) 物価変動リスク	事業者負担が▲※3（一定の金額以下は事業者負担）とありますが、想定される一定の指標をご教示ください。	入札公告時に示します。
82	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(13) 物価変動リスク	施設整備費を構成する人件費、材料費等の上昇傾向にあります。施設整備費の物価スライドについて、建設費等の動向に沿った指数（標準建築費指数季報（建設工業経営研究会）、建築費指数（建設物価調査会））などを公告時に具体的にお示しいただけませんか。また、物価変動の基準日は、提案書提出日とするなどできるだけ早い時期にさせていただきませんか。	入札公告時に示します。
83	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(13) 物価変動リスク	※3「一定の指標」について、昨今の急激なインフレも踏まえ、現時点でのお考えがあればご教示ください。	物価変動に係る改定の指標、改定式は、入札公告時に示します。
84	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(13) 物価変動リスク	物価変動リスクは、一定の指標を基に改定となっておりますが、改定する内容を具体的にお示しください。	実施方針に関する質問・回答書No. 83を参照ください。
85	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(14) 金利変動リスク	(14) 金利変動リスクの基準金利確定日について、いつの時点をご想定かご教示下さい。	入札公告時に示します。
86	32	別紙2	リスク分担保表(案)	設計				(18) 設計遅延・設計費の増大リスク	市の事由以外のリスクが全て事業者負担とされていますが、各種競技団体の要望対応が必要な場合など第三者に起因するリスクは市のリスクに含まれると考えてよろしいですか。	競技団体等の第三者の要望対応については、個別具体的な内容を踏まえて市の事由に該当するか否かを判断します。
87	32	別紙2	リスク分担保表(案)	設計				(18) 設計遅延・設計費の増大リスク	市の事由以外のリスクが全て事業者負担とされていますが、不可抗力や第三者による影響まで事業者が負担するものではないとの理解でよろしかったでしょうか。	不可抗力については、「(12) 不可抗力リスク」を参照ください。第三者については、実施方針に関する質問・回答書No. 86を参照ください。
88	32	別紙2	リスク分担保表(案)	設計				(19) 設計変更リスク	市の事由以外のリスクが全て事業者負担とされていますが、各種競技団体の要望対応が必要な場合など第三者に起因するリスクは市のリスクに含まれると考えてよろしいですか。	実施方針に関する質問・回答書No. 86を参照ください。
89	32	別紙2	リスク分担保表(案)	設計				(19) 設計変更リスク	市の事由以外のリスクが全て事業者負担とされていますが、法令変更や第三者による影響まで事業者が負担するものではないとの理解でよろしかったでしょうか。	法令変更については、「(6) 法令変更リスク」を参照ください。第三者については、実施方針に関する質問・回答書No. 86を参照ください。
90	32	別紙2	リスク分担保表(案)	設計				(19) 設計変更リスク	市の事由以外のリスクが全て事業者負担とされていますが、法令変更や第三者による影響まで事業者が負担するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No. 89を参照ください。
91	32	別紙2	リスク分担保表(案)	設計				(19) 設計変更リスク	「大幅」の解釈には幅がございますので、設計変更時の取扱いについては都度協議とさせていただきます。	実際の運用に関しては、ご理解の通りです。
92	32	別紙2	リスク分担保表(案)	建設				(22) 工事遅延・工事費の増大リスク	上記（市の事由）以外によるもののリスク負担者は事業者になっていますが、不可抗力によるものは「共通(12)」のリスク負担になるという理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。詳細は、入札公告時に示します。
93	32	別紙2	リスク分担保表(案)	運営・維持管理時				(24) 施設利用者変動リスク	施設利用者数の変動による収入の増減は、原則として事業者負担となっておりますが、不可抗力によるものについては市と事業者が協議のうえ負担割合を定めるとの理解でよろしいでしょうか。	「(12) 不可抗力リスク」の負担の考え方に基づいて対応します。
94	32	別紙2	リスク分担保表(案)	運営・維持管理時				(27) 施設劣化リスク	事業者の責に帰すべき事由（適切な維持管理業務を怠ったこと等）による施設の劣化への対応は事業者のリスク負担となっておりますが、事業者に帰責事由のない施設劣化は事業者負担ではないという理解でよいでしょうか。念のためご教示ください。	詳細は、入札公告時に示します。

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問内容	回答
95	32	別紙2	リスク 分担表 (案)	運営・維 持管理時				(28)施設損傷リ スク	利用者による想定以上の施設損傷等、事業者が事前に 予知できずかつ事業者の責に帰さない損傷は(28)施設 損傷リスクの市の責に帰すべき理由による施設の損傷 に入るとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は、入札公告時に示します。
96	32	別紙2	リスク 分担表 (案)	運営・維 持管理時				(28)施設損傷リ スク	市の帰責事由に基づくものは市の負担、不可抗力を除 く事故・災害による施設の損傷の負担者は事業者、と なっていますが、事業者の他に帰責者がいる場合まで 事業者負担させる趣旨ではないという理解でよいで しょうか。	詳細は、入札公告時に示します。
97	32	別紙2	リスク 分担表 (案)	運営・維 持管理時				(28)施設損傷 リスク	「不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷」とあ りますが、解釈が難解のため具体的にご教示頂けな いでしょうか。また、(11)不可抗力リスクと同様の解 釈にして頂けないでしょうか。	詳細は、入札公告時に示します。
98	32	別紙2	リスク 分担表 (案)	運営・維 持管理時				(29)技術革新リ スク	事業者が事前に予期できないリスクであるため、対応 の際の費用負担は市との協議とさせていただきません でしょうか。	本リスクは、協定等の締結の時点で想定していない技 術革新により、採用した技術が陳腐化し、効率性、競 争性を失った場合等のための更新を想定しています。 原則的に原文の通りを予定していますが、内容に応じ て協議も想定しています。
99	32	別紙2	リスク 分担表 (案)	運営・維 持管理時				(29)技術革新 リスク	大幅な技術革新は予見が難しいため、事業者がリス クを全て負うことは厳しいと考えますので、貴市と協 議として頂けないでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No.98を参照くだ さい。

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	意見提案内容	回答
1	4	1	(1)	キ				事業期間	令和11(2029)年3月末日までに供用開始することが示されていますが、前回公告時とは異なり、資材納入期間の長期化が深刻な状況となっております。事業者側としても、資材納入の工夫、工期の短縮化の検討をできる限り実施致しますので、供用開始が遅れる可能性がある場合は、運営・維持管理期間の終期を建設完了時期が遅れた分の期間を延長することでご対応頂けないでしょうか。	事業開始後の各種事由により、公園全体の供用開始が事業者が提案した日より遅延する場合は、事業契約を変更の上、事業期間を延長し、事業者が提案した運営・維持管理期間を実施していただきます。この場合の事由の帰責者は問いません。ただし、提案は最終期限を順守する形で作成してください。また、リスク分担(表)で示した通り、市の事由以外による設計及び工事遅延リスクは事業者負担です。
2	4	1	(1)	キ				事業期間	「公園全体の供用開始の最終期限は、令和11(2029)年3月末日とする。」とありますが、前回公告時とは異なり、資材納入期間の長期化が深刻な状況となっております。事業者側としても工期の短縮化について検討致しますので、2029年3月末日よりも遅れる可能性がある場合は、運営・維持管理期間の終期を建設完了時期が遅れた分の期間を延長することでご対応頂けるよう、ご検討頂けないでしょうか。	実施方針に関する意見提案・回答書No.1を参照ください。
3	4	1	(1)	キ				事業期間	「公園全体の供用開始の最終期限は、令和11年3月末日とする。」とあります。現時点で資材納入期間の長期化が深刻な状況となっております。事業者側としても工期の短縮化について検討致しますが、令和年3月末日よりも遅れる可能性がある場合は、運営・維持管理期間の終期を建設完了時期が遅れた分の期間を延長することで、ご検討頂けないでしょうか。	実施方針に関する意見提案・回答書No.1を参照ください。
4	4	1	(1)	キ				事業期間	「公園全体の供用開始の最終期限は、令和11(2029)年3月末日とする。」とありますが、前回公告時とは異なり、資材納入期間の長期化が深刻な状況となっております。事業者側としても工期の短縮化について検討致しますので、2029年3月末日よりも遅れる可能性がある場合は、貴市と協議の上で運営・維持管理期間の終期を建設完了時期が遅れた分の期間を延長することでご対応頂けるよう、ご検討頂けないでしょうか。	実施方針に関する意見提案・回答書No.1を参照ください。
5	4	1	(1)	キ				事業期間	「公園全体の供用開始の最終期限は、令和11(2029)年3月末日とする。」とありますが、近年、鉄骨資材をはじめ仕上げ材料や設備機器等について納期の長期化が続いており、状況の改善が見通せない状況です。今後のさらなる調達期間の悪化により、供用開始の最終期限が遅れる場合には、「運営・維持管理期間」も相当期間を延長いただくよう、ご検討をお願い致します。	実施方針に関する意見提案・回答書No.1を参照ください。
6	4	1	(1)	キ				事業期間	公園全体の供用開始の最終期限は、令和11(2029)年3月末日とするとありますが、資材納入期間が長期化しております。工期の短縮化を図りつつも、2029年3月末日よりも遅れる可能性がある場合は、建設完了時期が遅れた分、運営・維持管理期間の終期を延長することでご対応いただけませんか。	実施方針に関する意見提案・回答書No.1を参照ください。
7	4	1	(1)	キ				事業期間	前回公告時とは異なり、資材納入期間の長期化が深刻です。事業者側としても工期の短縮は図りますが、定められた2029年3月末日よりも遅れる可能性がある場合は、運営・維持管理期間の終期を建設完了時期が遅れた分の期間を延長するように検討頂けないでしょうか。	実施方針に関する意見提案・回答書No.1を参照ください。
8	7	1	(1)	ケ	(ア)			事業者の収入	「なお市は、施設整備業務に係る対価の一部に国の補助金・交付金及び起債の活用を予定しており、これらの収入については、各期の解体期間及び建設期間にわたり出来高で支払う。」とありますが、通常の御市発注工事と同様に、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう)の保証を条件として、工事代金の一部を前払金として支出する旨のご検討をいただけないでしょうか。 なお、前払金を支出することによって公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、事業者の資金調達費用の縮減が可能となり、本事業への応募者が増加し、競争入札の効果から応札額の低下を図ることで、事業のVFMの向上に繋がるものと思われます。	前払いは想定していません。
9	7	1	(1)	ケ	(エ)			事業者の収入	利用料金収入、自動販売機収入、広告料及びネーミングライツ収入の一部を市へ納付することとありますが、事業全体として独立採算が不可能であるものに納付金を求めることはあまり意味がないように思われます。施設利用者のための還元については納付金ではなく事業者提案の中で示されることの方が効率的且つ効果的と考えますが、見直しいただけないでしょうか。	各収入から施設利用者に一定程度の割合を確実に還元するため、一律で規定したものです。ご理解とご協力をお願いします。なお、具体的な還元方法は事業契約締結後(運営期間中)に事業者と協議する予定としています。
10	8	1	(1)	ケ	(エ)			事業者の収入	「自動販売機売上高のうち9%、広告料及びネーミングライツから得られる収入のうち50%をそれぞれ市に納付するものとする。」とありますが、諸般経費の高騰による利益減を鑑み、率の低減見直しをお願いします。	実施方針に関する意見提案・回答書No.9を参照ください。
11	8	1	(1)	ケ	(エ)			事業者の収入	自動販売機売上高のうち9%、広告料及びネーミングライツから得られる収入のうち50%をそれぞれ市に納付するものとする。とありますが、諸般経費の高騰により収入減が見込まれます。については率の見直しをお願い致します。	実施方針に関する意見提案・回答書No.9を参照ください。

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	意見提案内容	回答
12	10	2	(1)	カ				落札者を選定しない場合	事業者の募集及び選定の過程において、市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、とありますが、これは行政側の理由によるものであるため、入札に掛かる費用の負担を求めます。	入札参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とし、市は負担しません。
13	11	2	(2)	ア				事業者の募集及び選定のスケジュール	入札説明書等に関する質問の回答が5月、入札参加資格申請の受付締切が6月となっており、質問の回答時期によっては入札参加資格申請に対する回答への対応が困難となります。そのため、入札参加資格申請の早期回答、入札参加資格申請の提出期日を7月にする等の余裕を持ったスケジュールとして頂きたい。	ご意見踏まえて検討の上、詳細は入札公告時に示します。
14	12	2	(3)	ア				入札参加者の構成等	現在の指定管理者や市と関係が深い外郭団体が構成員または協力企業として特定のグループに参加することについて記載がありませんが、そのような場合には公平性を欠くように思われます。	実施方針に関する質問・回答書No. 32を参照ください。
15	15	2	(3)	イ	(イ)	a	(a)	各業務を行う者の入札参加資格要件	「他の者は①の要件を満たすこと」とありますが、他の者の場合は①の要件を「造園部門、道路部門、下水道部門のいずれかを満たすこと」に読み替えることは可能でしょうか	ご提案の通り、実施方針を修正します。
16	15	2	(3)	イ	(イ)	a	(a)	各業務を行う者の入札参加資格要件	管理技術者については技術士を配置することとし、担当技術者には登録ランドスケープアーキテクトを配置することとありますが、ランドスケープアーキテクトについては、当グループ内企業と別の設計企業から選出することでも対応可能と考えます。については単独企業で持つべき資格は①～③とし、④担当技術者には登録ランドスケープアーキテクト（RLA）の資格を有する者を配置すること。としていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえて修正します。
17	15	2	(3)	イ	(イ)	a	(a)	各業務を行う者の入札参加資格要件	管理技術者については技術士を配置することとし、担当技術者には登録ランドスケープアーキテクトを配置することとありますが、管理技術者の配置もしくはランドスケープアーキテクトの配置としていただけないでしょうか。	実施方針に関する意見提案・回答書No. 16を参照ください。
18	15	2	(3)	イ	(イ)	a	(a)	各業務を行う者の入札参加資格要件	少なくとも1者は、示される要件を全て満たすことが求められていますが、③については管理技術者を当該企業から配置することまでを要件とし、担当技術者は別途企業での配置も認めて頂いた方が、より多くの企業の参加が可能となり、競争環境が確保されるかと思えますのでご検討ください。	実施方針に関する意見提案・回答書No. 16を参照ください。
19	15	2	(3)	イ	(イ)	a	(a)	各業務を行う者の入札参加資格要件	少なくとも1者は、示される要件を全て満たすことが求められていますが、③については管理技術者を当該企業から配置することまでを要件とし、担当技術者は別途企業での配置も認めて頂いた方が、より多くの企業の参加が可能となり、競争環境が確保されるかと思えますのでご検討ください。	実施方針に関する意見提案・回答書No. 16を参照ください。
20	15	2	(3)	イ	(イ)	a	(a)	各業務を行う者の入札参加資格要件	担当技術者についてRLAのみが指定されていますが、管理技術者に指定されている資格についても、公園緑地計画を包含する都市計画の総合的な技術者資格であり、本業務の担当技術者を務めるのに十分な資格かと思えますので、担当技術者の資格要件としてお認め頂けるようお願い致します。	実施方針に関する意見提案・回答書No. 16を参照ください。
21	15	2	(3)	イ	(イ)	a	(a)	各業務を行う者の入札参加資格要件	担当技術者についてRLAのみが指定されていますが、管理技術者に指定されている資格についても、公園緑地計画を包含する都市計画の総合的な技術者資格であり、本業務の担当技術者を務めるのに十分な資格かと思えますので、担当技術者の資格要件としてお認め頂けるようお願い致します。	実施方針に関する意見提案・回答書No. 16を参照ください。
22	16	2	(3)	イ	(イ)	a	(a)	各業務を行う者の入札参加資格要件	「③において、管理技術者については技術士を配置することとし、担当技術者には登録ランドスケープアーキテクトを配置すること」とありますが、管理技術者の配置もしくはランドスケープアーキテクトの配置として頂けないでしょうか。	実施方針に関する意見提案・回答書No. 16を参照ください。
23	16	2	(3)	イ	(イ)	a	(a)	各業務を行う者の入札参加資格要件	「③において、管理技術者については技術士を配置することとし、担当技術者には登録ランドスケープアーキテクトを配置すること」とありますが、ランドスケープアーキテクトに関しては、当該グループを組成する別の設計企業から選出することでも対応可能と考えます。については単独企業で持つべき資格は①～③とし、新たに「④担当技術者には登録ランドスケープアーキテクト（RLA）の資格を有する者を配置すること。」として頂けないでしょうか。	実施方針に関する意見提案・回答書No. 16を参照ください。
24	16	2	(3)	イ	(イ)	a	(a)	各業務を行う者の入札参加資格要件	「③において、管理技術者については技術士を配置することとし、担当技術者には登録ランドスケープアーキテクトを配置すること」とありますが、ランドスケープアーキテクトに関しては、恒常的且直接的な雇用関係がなくても良いという理解で宜しいでしょうか。	実施方針に関する意見提案・回答書No. 16を参照ください。
25	16	2	(3)	イ	(イ)	a	(a)	各業務を行う者の入札参加資格要件	③技術者については技術士を配置することとし、担当技術者には登録ランドスケープアーキテクトを配置することとありますが、管理技術者の配置もしくはランドスケープアーキテクトの配置として頂けないでしょうか。	実施方針に関する意見提案・回答書No. 16を参照ください。

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	意見提案内容	回答
26	16	2	(3)	イ	(イ)	a	(a)	各業務を行う者の入札参加資格要件	③において、管理技術者については技術士を配置することとし、担当技術者には登録ランドスケープアーキテクトを配置することとありますが、ランドスケープアーキテクトに関しては、当該グループを組成する別の設計企業から選出することでも対応可能と考えます。については単独企業で持つべき資格は①～③とし、④担当技術者には登録ランドスケープアーキテクト（RLA）の資格を有する者を配置すること。として頂けないでしょうか。	実施方針に関する意見提案・回答書No.16を参照ください。
27	16	2	(3)	イ	(イ)	a	(a)	各業務を行う者の入札参加資格要件	資格要件について「少なくとも1者は、示される要件を全て満たす」とありますが、広く各分野で強みをもつ企業の総合力を結集した取組み体制実現のため、以下で検討いただけないでしょうか。 ③は管理技術者を当該企業から配置することまでを要件とし、担当技術者（RLA）は他の者からの配置も可としていただく。	実施方針に関する意見提案・回答書No.16を参照ください。
28	16	2	(3)	イ	(イ)	b	(a)	各業務を行う者の入札参加資格要件	「他の者は①の要件を満たすこと」とありますが、他の者の場合は①の要件を「造園部門、道路部門、下水道部門のいずれかを満たすこと」に読み替えることは可能でしょうか	実施方針に関する意見提案・回答書No.15を参照ください。
29	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(3)契約締結リスク	議会承認が得られない事によるリスクは市の負担としていただきたい。	ご意見として確認しました。
30	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(6)法令変更リスク	本事業のみならず広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するものは、市と事業者両方のリスク分担保として頂きたい。	ご意見として確認しました。
31	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(6)法令変更リスク (7)税制度変更リスク	リスク分担保表(案)のうち、事業者でコントロールできない下記リスクの負担については、貴市と事業者の協議としていただけないでしょうか。 (6) 法令変更リスク (7) 税制度変更リスク	ご意見として確認しました。
32	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(6)法令変更リスク (13)物価変動リスク	政府等による最低賃金等件費の強制的な引き上げ等の施策についてのリスクは市の負担としていただきたい、お願い致します。	ご意見として確認しました。
33	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(6)法令変更リスク (13)物価変動リスク	想定外の政府等による最低賃金等件費の強制的な引き上げ等の施策についてのリスクは市の負担いただきたいをお願いします。	ご意見として確認しました。
34	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(9)住民対応リスク	「本事業そのものに対する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合、市のリスク」とありますが、選定された事業者の計画に基づいた住民への事業説明もそれに含まれると考えます。	ご意見として確認しました。
35	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(12)不可抗力リスク	不可抗力リスクは、一定の金額以下は事業者負担、それを超える場合は市負担とすることを検討しているとあります。基準となる金額については予めご提示いただくことを要望します。	ご意見として確認しました。
36	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(12)不可抗力リスク	withコロナと言われる時期が今後どのように変わるかわからない中、想定不可能な状況下での維持管理運営業務が継続可能性があります。 ※2で示された「一定の金額以下は事業者負担」の割合を入札公告時にご提示頂きたい。	ご意見として確認しました。
37	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(12)不可抗力リスク	新型コロナ等の感染症やウクライナ危機等地政学リスク等による物品の納期・工期遅延、それに伴う増加費用が生じた場合には、工期延長及び増加費用の市による負担を認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力として認められるものについては、一定の金額以下は事業者負担、それを超える場合は市負担とすることを検討しています。
38	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(13)物価変動リスク(運営・維持管理期間中の物価変動)	昨年、価格高騰が急激に進んでいる社会情勢を鑑み、指標を基にした改定の基準日を「債務負担行為議決日」に設定することについてご検討ください。	ご意見として確認しました。
39	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(13)物価変動リスク(設計・建設期間中の物価変動)	昨年、価格高騰が急激に進んでいる社会情勢を鑑み、指標を基にした改定の基準日を「債務負担行為議決日」に設定することについてご検討ください。	ご意見として確認しました。
40	31	別紙2	リスク分担保表(案)	共通				(13)物価変動リスク	光熱水費に関しては、昨今の上昇が通常のアップ率とは異なり、長期的な見込みが組みにくい状況です。実費精算や年度単位で見直し等リスク分散の検討頂けないでしょうか？	ご意見として確認しました。
41	32	別紙2	リスク分担保表(案)	建設				(22)工事遅延・工事費の増大	「市の事由(埋蔵文化財の本発掘調査が必要となった場合を含む)による工事遅延、工事費の増大」とありますが、本掘削等長期となった場合の運営開始の遅れに対し、現在定められている管理運営期日の延長変更をお願いします。	実施方針に関する意見提案・回答書No.1を参照ください。
42	32	別紙2	リスク分担保表(案)	運営・維持管理時				(25)施設利用者変動リスク	新型コロナ感染症対応等により、営業時間に対する行政の指示、指導があった場合の施設利用者数変動による収入減については、市の負担としていただきたい。	ご意見として確認しました。
43	32	別紙2	リスク分担保表(案)	運営・維持管理時				(26)民間提案事業リスク	新型コロナ感染症対応等により、営業時間に対する行政の指示、指導があった場合の施設利用者数変動による収入減については、市の負担としていただきたい。	ご意見として確認しました。

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	意見提案内容	回答
44	32	別紙2	リスク 分担表 (案)	運営・維 持管理時				(28)施設損傷リ スク	事業者に責のない「第三者による施設損傷」について も、不可抗力事案様、「事業者の負担」から除外して 頂きたく願います。	ご意見として確認しました。
45	32	別紙2	リスク 分担表 (案)	運営・維 持管理時				(28)施設損傷リ スク	事業者の責に帰すべき事由による施設の損傷以外は市 の負担としていただきたい。	ご意見として確認しました。
46	32	別紙2	リスク 分担表 (案)	運営・維 持管理時				(29)技術革新リ スク	法的規制でやむなく設備改修や交換が必要となる場合 も想定されます。事業者のみリスクを負担するとい うのは大変厳しいお考えだと思います。	実施方針に関する質問・回答書No. 98を参照くださ い。
47	32	別紙2	リスク 分担表 (案)	運営・維 持管理時				(29)技術革新リ スク	技術革新に伴う設備・機器更新が事業者リスクになっ ておりますが、どのような更新を想定されているので しょうか。設備・機器の陳腐化による更新であれば市 のリスクと考えます。	実施方針に関する質問・回答書No. 98を参照くださ い。
48	32	別紙2	リスク 分担表 (案)						運営・維持管理時において、施設の利用が出来なく なった場合のリスクを追加してはいかがでしょうか。 例えば、改修工事などにより施設利用が出来なくなっ た場合が考えられます。 事業者側の理由だけでなく、行政側の理由による改修 工事も十分に考えられるものと料します。	ご意見として確認しました。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	その他	項目名	質問内容	回答
1	1	1							本「要求水準書」の位置付け	令和2年6月公表されました入札中止公告以前に公表された実施方針、要求水準書等に関する各質疑回答は、本実施方針、要求水準書（案）及び今後公表される入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	有効ではありません。令和2年度の入札公告中止以前に公表した資料は、本件入札の条件を構成しません。
2	3	1	4	(1)					設計、工事監理及び建設	提案期間中に、本事業の設計に関わる協議・ヒアリングを関係機関等と行ってもよろしいでしょうか。	事業者の責任において事前協議を行うことは可能です。ただし、市への協議・ヒアリングの内容については総論・一般論とし、個別計画に対する仮定・想定との質問については、対応できかねる場合があります。
3	4	1	5						本事業の概要	「本事業で整備する各施設の整備順序は事業者の提案により決定する。」とありますが、提案の内容次第では現施設における現管理者の管理期間が延長もしくは短縮することも考えられます。現管理者の管理期間も含め事業者が提案することは問題ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	7	1	7						事業期間	「公園全体の供用開始の最終期限は、令和11（2029）年3月末日とする。」とありますが、この最終期限とは、公園等施設、その他施設、民間提案施設の供用開始の最終期限と考えてよろしいでしょうか。	公園等施設、その他施設、民間提案施設の他、建築施設も含めた供用開始の最終期限です。
5	7	1	7						事業期間	「公園全体の供用開始の最終期限は、令和11（2029）年3月末日とする。」とありますが、8ページの事業期間、第3期、供用開始日は「令和11（2029）年3月1日」となっています。どちらかが誤りでしょうか。もしくは第3期の供用開始日の最終期限を3月末まで延伸できる、という理解でよろしいでしょうか。	P8の事業期間はあくまでも一例として示している内容であり、公園全体の供用開始の最終期限は令和11（2029）年3月末日です。
6	7	1	7						事業期間	「埋蔵文化財についての本発掘調査が必要となった場合の費用及び工期延伸リスクは市の負担」としていただいておりますが、方が一、工期の大幅な延長、ひいては事業の一時中断に至った場合には、延長もしくは中断により事業者側にかかった合理的な費用については、市にご負担いただけるという理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	8	1	7						事業期間	公園等施設について、整備開始が令和9（2027）年12月とありますが、9（2027）年12月までは現管理者が既存の公園等施設（園路、街灯、広場、休憩施設、トイレ、水路など）の管理を行う、という理解でよろしいでしょうか。	P8の事業期間はあくまでも一例として示している内容です。現在公園等施設は市直管で管理しており、公園全体の供用開始に合わせて、事業者が管理主体を移行します。
8	10	1	10	(2)					運営業務及び維持管理業務に係る費用負担	新築の光熱水費はぶれが大きいため、貴市の過度な負担を避けることも考慮し、維持管理開始の2年目等で見直しの期間を設けて頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえて検討します。詳細は、入札公告時に示します。
9	15	1	14						地域経済への配慮	市内業者への発注について、維持管理・運営業務においても、実施方針19頁で示されたような「対価×10%」や「対価×20%」といった数値的な指標をお持ちであれば、ご教示ください。	具体的な指標は設定しておりませんが、要求水準書（案）に記載の通り、運営・維持管理業務の実施においても市内事業者の活用や選定への配慮を求めています。詳細は、入札公告時に示します。
10	16	1	16	(3)					情報公開	事業者のノウハウに基づき作成した資料等を公開することにより、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある場合は、西宮市情報公開条例に基づき市と公開可否について協議できるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	16	1	17						事業期間終了時の施設の引渡しについて	「損傷が無い状態で市に引き渡し」とありますが、経年劣化による損傷および、事業者の責によらない損傷については除かれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。詳しくは6-1-(12)「事業期間終了時の要求水準」を参照ください。
12	17	1	18						用語の定義	設計・建設期間について、「公園全体の供用開始までの期間」とされていますが、開業準日期間を含めて定義づけされるお考えでしょうか。また、現案の場合、引渡後の管理区分がグレーとなるため、開業準備期間を分けて定義付けされてはいかがでしょうか。ご検討ください。	設計・建設期間は「各施設の引渡しまでの期間」とし、開業準備期間は別途定義づけるよう修正します。
13	20	2	1	(6)					実施体制	設計・建設期間及び運営・維持管理期間において、「統括管理責任者」をそれぞれ1名配置するとの記載がありますが、設計・建設期間の統括管理責任者と、運営・維持管理期間の統括責任者は、統括管理者の要件を考慮のうえ、別々の者でも可能との理解でよろしいでしょうか。	統括管理責任者の要件を考慮のうえ、設計・建設期間と運営・維持管理期間の統括管理責任者を変更することは可能です。
14	20	2	1	(6)	1)		イ	b	実施体制	「統括管理責任者」は「必要に応じて、市が主催する会議や委員会に出席できる者」との条件が付されておりますが、現時点で想定されている市と事業者の会議体や委員会、参加者及びその開催頻度をございましたらご教示ください。	一例として、事業者（責任者等）や市担当者間で月例で情報交換等の場として「連絡会」の開催を想定しています。具体的には、事業者と協議します。
15	20	2	1	(6)	1)		イ	b	実施体制	本事業に関連する、市や関係機関、各種関係団体等の主催する会議に統括管理責任者が出席できない場合には、予め定める業務担当者が代わりに出席することでも宜しいでしょうか。	原則として、原案の通りとしますが、やむを得ない場合に限り、統括管理責任者に準ずる業務担当者の代理を認めます。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	その他	項目名	質問内容	回答
16	20	2	1	(6)	1)		オ		実施体制	統括管理責任者と現場代理人の兼任は可能との理解でよろしいでしょうか。	第2-1-(6)オを満たす上で、建設及び建設関連業務の管理責任者が統括管理責任者となる場合は、第4-1-(6)ウ「監理技術者及び現場代理人と建設業務管理責任者は兼務可能とする」により、ご理解の通りです。
17	20	2	1	(6)			エ		実施体制	設計・建設期間と運営・維持管理期間で統括責任者を変更することは可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.13を参照ください。
18	20	2	1	(6)			オ		実施体制	統括管理責任者を常駐させる提案とした場合は、他業務の責任者との兼務は可能と考えてよろしいでしょうか。	第2-1-(6)オを満たす場合、統括管理責任者と各業務の管理責任者の兼務を認めます。
19	22	2	2	(2)	1)	②			総務・経理業務	「市の事前承認を得た予算」とありますが、事業年度毎に承認するのではなく、事業契約時の各業務の内訳書を指しているという理解でよろしいでしょうか。	承認については、ご理解の通りです。ただし、事業期間が長期にわたることにより変更箇所が発生も想定されるため、確認は毎年度行います。
20	23	2	2	(3)		①			事業評価業務	「事業者は、個別業務についてセルフモニタリングを行うとともに、自己評価を行い、その結果を市に報告する」とされており、統括管理、維持管理及び運営各業務セルフモニタリングや市のモニタリングの頻度については公告時に示されるのか又は事業者の提案によるものかご教示ください。	事業者が実施するセルフモニタリングの内容については、事業者の提案に委ねます。市が実施するモニタリングについては、入札公告時に示すとともに、事業者の提案内容を踏まえ、詳細を決定していきます。
21	23	2	2	(3)		①			事業評価業務	こちらの事業評価業務は要求水準からすると運営維持管理業務の想定で理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
22	23	2	2	(3)		②			事業評価業務	各年度1回程度、利用者に対するアンケートを行う対象施設は、公園等施設・建築施設・既存施設のみで、民間提案施設は含まないという理解でよろしいでしょうか。	業務に支障のない範囲で、民間提案施設を含む公園敷地内の各施設について年1回を目安にアンケートを実施するものをご理解ください。
23	25	3	1	(2)			ウ		敷地条件等	「一切の許可申請・手続きは事業者にて実施すること」とありますが、一般的な許認可手続き以外の、国との協議や特別用途地区緩和等は市主導で行われ、事業者は必要に応じて関係する申請図書等の作成を支援するとの理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。
24	25	3	1	(2)			ウ		敷地条件等	「一切の許可申請・手続きは事業者にて実施すること。」とありますが、本手続については行政の実施すべき業務と考えます。事業者としては、行政手続の支援という理解で宜しいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.23を参照ください。
25	25	3	1	(2)			コ		敷地条件等	環境の保全と創造に関する条例の緑化基準を遵守することとありますが、緑化率を満たすことは困難であると考えます。本内容については努力義務という理解でよろしいですか。	西宮市内については「都市公園における環境の保全と創造に関する条例による緑化について」が別途定められております。最新の指導内容については、条例審査担当課の花と緑の課 (vo_hana@nishi.or.jp) まで直接お問い合わせください。
26	25	3	1	(2)			コ		敷地条件等	「環境の保全と創造に関する条例」の条例審査担当課と事前に基準等の協議は可能でしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.2を参照ください。
27	25	3	1	(2)			コ		敷地条件等	「環境の保全と創造に関する条例の緑化基準を遵守」とありますが、事実上緑化率を満たすことは困難であると思われます。事業者としては最善の努力を尽くしますが、本内容については努力義務という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.25を参照ください。
28	25	3	1	(2)			コ		敷地条件等	環境の保全と創造に関する条例の緑化基準を遵守することについては、達成が難しいと考えています。「基準を満たすよう努める」という対応で宜しいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.25を参照ください。
29	25	3	1	(2)			コ		敷地条件等	環境の保全と創造に関する条例の緑化基準を遵守とありますが、前回公募の時もそうでしたが、事実上緑化率を満たすことは困難な状況でした。努力義務としていただくことは可能でしょうか。又は対応法等ご教示ください。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.25を参照ください。
30	25	3	1	(2)			コ		敷地条件等	「環境の保全と創造に関する条例の緑化基準を遵守のこと」とありますが、事実上緑化率を満たすことは困難であると思われます。事業者としては最善の努力を尽くしますが、本内容については努力義務という認識でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.25を参照ください。
31	25	3	1	(2)			コ		敷地条件等	「環境の保全と創造に関する条例の緑化基準を遵守」とありますが、緑化基準を満たすことは非常に難しいと思われます。本内容については努力義務という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.25を参照ください。
32	25	3	1	(2)			コ		敷地条件等	「環境の保全と創造に関する条例の緑化基準を遵守」とありますが、緑化基準に完全に対応することは難しい場合は「極力の配慮を行う」との理解でよろしいですか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.25を参照ください。
33	25	3	1	(2)			コ		敷地条件等	投てき可能な人工芝は緑地として取り扱えない理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。また、環境の保全と創造に関する条例についての緑化基準に関しては、条例審査担当課の花と緑の課と協議ください。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	その他	項目名	質問内容	回答
34	26	3	1	(2)			ソ		敷地条件等	入札参加者間の公平を期すため、入札資料にて埋蔵文化財確認調査に要する指定金額をお示し頂いた上で、実施時の変更リスクは市の負担として頂けないでしょうか。	原案の通りとします。
35	26	3	1	(2)	1)				敷地条件等	青木町交差点に面した角地の西宮警察署青木交番は事業期間中現状のまま、公共施設（消防署）予定地部分の撤去・解体・造成工事を行うという理解でよろしいでしょうか。	交番についてその存続等について、警察と特段協議はしていません。よって、事業期間中現状が続くとは限らないにご留意ください。また、公共施設（消防署）予定地部分についてはご理解の通りです。
36	26	3	1	(2)	2)	①	ア		敷地条件等	60/100の運動施設率についてです。要求水準書P17の18用語の定義において11)、本要求水準書内の運動施設の定義がなされており、ここでは「建築施設部分及び屋外運動施設のすべてをいう」とあります。都市公園法・都市公園法施行令・西宮市都市公園条例の「運動施設」の定義には体育館や武道場といった建築物が含まれる記載がありません。本要求水準における「運動施設率」算定においては、都市公園法の定義に倣い、新陸上競技場（付属する観覧席・ウォーミングアップスペース兼観覧スペース・更衣室等の諸室含む）、屋外多目的コート、壁打ちテニスコートが対象となり、新中央体育館（武道場を含む）は運動施設面積に含まれないと考えてよろしいでしょうか？	新中央体育館（武道場を含む）は運動施設面積に含まれます。都市公園法・都市公園法施行令等において「体育館」は明文化されておりませんが、都市公園法解説書（著者：国土交通省都市局公園緑地・景観課）では体育館のような建築物も運動施設であると明記されています。また、全国的にも体育館等の建築物は運動施設面積に算入されています。ただし、屋外多目的コート・壁打ちテニスコートについては、都市公園法第2条第2項1にて定義されている「広場」として位置付ける（無料開放・非予約制とする〔要求水準書（案）P121参照〕）ことで、運動施設面積から除外することができます。また、運動施設率は都市公園区域（65,153.25㎡）で算定するため、テニスコート用地（4,134.65㎡）も運動施設面積に含まれます。
37	26	3	1	(2)	2)	①	イ		敷地条件等	兵庫県警察本部と下協議を行っていただきましたが、その協議時の交通量調査データは平成29年であり、今後行う兵庫県公安委員会との協議時に改めて交通量調査を指導された際の費用や、改めた協議の際の指導による工事費増については、貴市の費用負担と考えてよろしいでしょうか。	道路法第95条の2第1項の規定による意見照会に伴う調査や工事を含め本事業内での実施となりますので、事業者の費用負担とします。
38	26	3	1	(2)	2)	①	イ		敷地条件等	事業者起因しない協議・指導により道路改良が必要となる場合は、貴市にて費用の負担をお願いできますでしょうか。	関係機関協議により周辺道路の交差点改良や道路改築等が生じた場合は本事業内での実施となりますので、事業者の費用負担とします。
39	26	3	1	(2)	2)	①	イ		敷地条件等	道路改良計画に伴う事業者の業務は、市道西第715号線出入口前交差点（仮）の歩道詳細設計及び歩道の施工と考えてよろしかったでしょうか。また、関係機関協議により、国道171号を含む周辺道路の交差点改良や道路改築等が生じ、本事業内で設計、協議、施工が生じる場合は設計変更の対象となると考えて宜しいでしょうか。	前段については、道路改良及びそれに伴う歩道整備を本事業内で設計、協議、施工するものと考えてください。後段については、関係機関協議により国道171号を含む周辺道路の交差点改良や道路改築等が生じた場合は本事業内での実施となりますので、事業者の費用負担とします。
40	27	3	1	(3)		④			インフラ条件	「既設通信の引込みは、【資料-9「既存インフラ統合図」】を参照すること。」とありますが、資料-9に通信の記載が無いため、既設通信の引込み状況が分かる資料の提示をお願い致します。	添付資料（資料-9「既存インフラ統合図」）を更新します。資料-9を参考に、現地をご確認ください。
41	27	3	1	(3)		④			インフラ条件	イ 既設通信の引込みは、【資料-9「既存インフラ統合図」】を参照すること。とありますが、資料-9に通信の記載がありません。資料の提示をお願いいたします。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.40を参照ください。
42	27	3	1	(3)		④			インフラ条件	既設通信の引込みは、【資料-9「既存インフラ統合図」】を参照すること。とありますが、資料-9に通信の記載がありません。資料提示をお願いいたします。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.40を参照ください。
43	27	3	1	(3)		④			インフラ条件	イ 既設通信の引込みは、【資料-9「既存インフラ統合図」】を参照すること。とありますが、資料-9に通信の記載がありません。資料提示をお願いします。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.40を参照ください。
44	28	3	1	(4)				新中央体育館	施設構成の概要	サブアリーナの想定する競技の記載がありませんが、サブアリーナのサイズを決めるための想定する競技をご教示ください。また、具体的な最低限のサイズをお示しください。	前段について、利用される競技・種目については、基本的にはメインアリーナとほぼ同等を想定しています。後段については、メイン・サブアリーナ双方の特徴をいかにし、面積・サイズを含めて要求水準書（案）を満たす提案をしてください。
45	28	3	1	(4)				武道場	施設構成の概要	P28では柔道2面、剣道2面の公式試合が同時開催可能とありますが、P38では3面以上の一体利用と記されています。3面以上の一体利用を想定される具体的な用途をお示しください。	柔道や空手等の市民大会等を想定しています。よって、観覧席を含めて3面ないし4面の一体利用を可能とすることとしています。
46	28	3	1	(4)				武道場	施設構成の概要	P28では柔道2面、剣道2面の公式試合が同時開催可能とありますが、P38では3面以上の一体利用と記されています。3面以上の一体利用を想定される具体的な用途をお示しください。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.45を参照ください。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	その他	項目名	質問内容	回答
47	28	3	1	(4)					屋外多目的コート 施設構成の概要	想定している広さ、仕様はありますか。	想定している広さ、仕様はありません。要求水準書(案) P36の記載事項を参照の上、提案してください。
48	28	3	1	(4)					施設構成の概要	人数・台数に「程度」の記載のある施設・諸室については、面積同様に下限値-5%程度と考えてよろしいでしょうか？	「程度」は、面積とは異なる取り扱いとしています。合理的な理由がある場合、「程度」の前後幅は許容するものとしますが、詳細は協議とします。
49	29	3	1	(4)					施設構成の概要	新陸上競技場の屋根は200席以上を覆う程度必要ですか。	原案の通り、メインスタンドの最大収容人数の20%以上に相当する席数を覆う程度としてください。
50	29	3	1	(4)					施設構成の概要	※3 水路について維持管理は市が実施する、とある一方、日常点検・清掃作業は事業者で実施することあります。貴市で実施する維持管理とは具体的にどのような内容なのかご教示ください。	市では水路施設の補修を行います。
51	31	3	2	(1)	1)	③			事業全体に関する条件	CASBE_EB+ランク以上とありますが、新中央体育館についてのみ適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」により建築物環境性能評価書の届出が必要となる場合の性能を示しています。
52	31	3	2	(1)	1)	④	エ		事業全体に関する条件	消防車両の進入について消防署と十分に協議、とありますが、提案時より個別具体的に消防署と協議してよいですか？	事業者の責任において事前協議を行ってください。協議先は消防局警防課となります。
53	33	3	2	(1)	2)			イ	事業全体に関する条件	週休2日（4週8休）の確保に配慮との記載がございますが、加えて改正労働基準法によって2024年4月より労働時間の上限が設定されるため、工期短縮は評価基準に入らないとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
54	33	3	2	(1)	2)			カ	事業全体に関する条件	事業者が善管注意義務を果たしてお回避できない騒音・振動については、その補償は貴市にてご負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	個別具体的内容を踏まえて判断します。
55	33	3	2	(1)	2)			ク	事業全体に関する条件	工事的物に起因して発生する電波障害については、その対策工事費用につき貴市にてご負担いただけたらという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）P74「④電波障害対策工事」に記載の通り、事業者の負担になります。
56	33	3	2	(1)	2)			ス	事業全体に関する条件	公園周辺道路及び公園内にて公共基準点等が存在するとはありますが、具体的な内容を示した資料をご提示下さい。	にしのみやWebGIS（西宮市ホームページ）の「公共基準点点図」を参照し、詳細は土木調査課へお問い合わせください。また、国道R171号線については、事業者で調査してください。
57	33	3	2	(2)					公園等施設の条件	公園等施設の構造計画について、「公園等施設の条件」の中では、構造計画について特に謳われていません。公園管理倉庫など公園等施設に含まれる建築物の耐震性能や耐久性能については、建築基準法他の法令の規定を満足するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
58	34	3	2	(2)	2)				公園等施設の条件	「本施設の整備により既存の市・県・国道の案内標識等に変更が生じる場合の表示変更については、本事業内で設計、協議、施工するものとする。」との記載がありますが、これら案内標識の維持管理、修繕・更新業務は本事業の対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
59	35	3	2	(2)	3)	①	オ		公園施設	だれもが遊べる遊具広場は広場内の園路や緑地を含んで広さ5000㎡以上との解釈で宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。
60	35	3	2	(2)	3)	①	オ		公園施設	だれもが遊べる遊具広場は広場内の園路や緑地を含んだ広さとして5000㎡以上という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 59を参照ください。
61	36	3	2	(2)	3)	①	カ		公園施設	「エントランス広場・にぎわい創出広場」について面積規模が示されていますが、より魅力ある提案に向け提案者ノウハウにより適宜設定できるものという理解で良いですか。規定面積が必須条件となる場合は、設定されている面積算定根拠と用途をお示しください。	要求水準書(案) P36の規定面積は必須条件となります。面積算定根拠については、今回の要求水準書(案)により、市で検証した配置図を基に算定しておりますが公開できません。用途については、要求水準書(案) P36に記載の通りとなり、魅力ある広場をご提案ください。
62	36	3	2	(2)	3)	①	カ		公園施設	「エントランス広場・にぎわい創出広場」について面積規模が示されていますが、より魅力ある提案に向け提案者ノウハウにより適宜設定できるものと考えてよろしいですか？規定面積が必須条件となる場合は、設定されている面積算定根拠と用途をお示しください。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.61を参照ください。
63	36	3	2	(2)	3)	①	カ		公園施設	「エントランス広場・にぎわい創出広場」の面積規模について、魅力的な提案のため、適宜設定させて頂いてもよろしいでしょうか。もし規定面積が必須条件となる場合は、設定されている面積の算定根拠と想定される用途をご教示願います。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.61を参照ください。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	その他	項目名	質問内容	回答
64	36	3	2	(2)	3)	①	カ		公園施設	「エントランス広場・にぎわい創出広場」について面積規模が示されていますが、より魅力ある提案に向け提案者ノウハウにより適宜設定できるものと考えてよろしいでしょうか。 また、規定面積が必須条件となる場合は、設定されている面積算定根拠と用途をお示し頂けるでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 61を参照ください。
65	36	3	2	(2)	3)	①	カ		公園施設	「エントランス広場・にぎわい創出広場」について面積規模が示されていますが、より魅力ある提案に向け提案者ノウハウにより適宜設定できるものと考えてよろしいですか。 規定面積が必須条件となる場合は、設定されている面積算定根拠と用途をお示しください。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 61を参照ください。
66	36	3	2	(2)	3)	①	カ		公園施設	エントランス広場・にぎわい創出広場は一体的に整備しても宜しいでしょうか。（機能が一部重複する空間のイメージ）	ご理解の通りです。
67	36	3	2	(2)	3)	①	カ		公園施設	エントランス広場・にぎわい創出広場の条件b～dは両広場に求める水準でしょうか？	ご理解の通りです。
68	36	3	2	(2)	3)	①	カ		公園施設	エントランス広場・にぎわい創出広場の広さの下限はあるでしょうか？	要求水準書（案）P36に記載の通り、下限は5,000㎡程度です。
69	36	3	2	(2)	3)	①	カ		公園施設	エントランス広場・にぎわい創出広場は2つの広場の要求事項を満たし、一体的に整備する場合は1箇所でも良いのでしょうか？	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 66、67を参照ください。
70	36	3	2	(2)	3)	①	カ		公園施設	エントランス広場・にぎわい創出広場は、一体的に整備してもよろしいでしょうか。 （機能が重複するイメージです）	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 66を参照ください。
71	36	3	2	(2)	3)	①	カ		公園施設	エントランス広場・にぎわい創出広場」について面積が示されていますが、その形状について、単調な空間とならぬよう、使い勝手に配慮しつつ造園的な自由度を持たせてもよろしいですか。	エントランス広場・にぎわい創出広場の形状について、ご理解の通りです。
72	37	3	2	(2)	3)	①	コ		公園施設	トイレの個所数は提案事項として理解して宜しいでしょうか？	要求水準書（案）P37に記載の通りのトイレを公園内（屋外）に1箇所以上を事業者提案として設置してください。 トイレの穴数は、来園者数等を考慮し、ご提案ください。
73	37	3	2	(2)	3)	②			駐車場・駐輪場	臨時駐車場と常設駐車場台数の割合については、事業者側で設定するものという理解で良いですか。	ご理解の通りです。 運営を踏まえた上でご提案ください。
74	37	3	2	(2)	3)	②			駐車場・駐輪場	「300台程度を確保すること」とありますが、整備期間中は、利用者の利便性が損なわれない範囲で、適宜確保する台数を設定しても宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
75	37	3	2	(2)	3)	②			駐車場・駐輪場	確保する台数のうち、臨時駐車場と常設駐車場の割合は、利用者の利便性を踏まえ、事業者側で設定してよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 73を参照ください。
76	37	3	2	(2)	3)	②			駐車場・駐輪場	臨時駐車場と常設駐車場台数の割合は、事業者側で適宜設定するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 73を参照ください。
77	37	3	2	(2)	3)	②			駐車場・駐輪場	臨時駐車場と常設駐車場台数の割合は、事業者側で適宜設定するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 73を参照ください。
78	37	3	2	(2)	3)	②			駐車場・駐輪場	駐車場300台という数値は整備完了時の台数であり、整備期間中は市民の利便性を考慮しながら一定台数の仮設駐車場を確保するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
79	37	3	2	(2)	3)	②			駐車場・駐輪場	駐車場300台は整備完了時の台数で、整備期間中は市民の利便性を考慮しながら一定台数の仮設駐車場を確保するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 78を参照ください。
80	37	3	2	(2)	3)	②			駐車場・駐輪場	駐車場300台は整備完了時の台数で、整備期間中は市民の利便性を考慮しながら一定台数の仮設駐車場を確保するものと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 78を参照ください。
81	37	3	2	(2)	3)	②			駐車場・駐輪場	臨時駐車場の設定は、舗装空間利用の自由度を高めるため、任意で設定しても構いませんか？	臨時駐車場の舗装は、屋外多目的コートを臨時駐車場として活用することを踏まえた上で、ご提案ください。
82	38	3	2	(2)	3)	②	キ		駐車場・駐輪場	中屋町駐車場の稼働率が著しく低くなった場合、当該駐車場の管理について協議を行うとありますが維持管理・運営業務内容に関する協議との理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。なお、状況によっては、駐車場の存廃についても協議事項とする場合があります。
83	38	3	2	(2)	3)	②	ク		駐車場・駐輪場	ロータリー機能とは、送迎対象者が一時的に乗降ができる機能との理解で宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	その他	項目名	質問内容	回答
84	38	3	2	(2)	3)	②	ク		駐車場・駐輪場	「駐車場にロータリー機能を確保すること」とありますが、この駐車場とは、p34、2)、オの記載されている「関係者車両等限られた車両のみ敷地東側道路からの進入を可とする」のための駐車場でも宜しいでしょうか？	関係者車両等限られた車両のみではありません。施設利用者等の送迎対象者も一時的に乗降ができる機能を確保してください。
85	38	3	2	(2)	3)	②	ケ		駐車場・駐輪場	「車両通行による沈下・不陸及び段差等を生じない構造」とは、どの程度のレベルを要求されていますか。（地震による流動化の対策も必要な場合、高度な対策が必要）	「想定しうる大型車両（大型バスや大型搬入物トラック等）の通行」による沈下・不陸及び段差等を生じない構造としてください。
86	39	3	2	(2)	3)	③	イ		防災施設	新陸上競技場内の人工芝や走路への臨時ヘリポート利用や、緊急車両の入場に関して、復旧にかかる費用は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
87	39	3	2	(2)	3)	③	イ		防災施設	新陸上競技場内(人工芝・走路)へ臨時ヘリポート利用や緊急車両の入場に関して、進入時の復旧費は市の負担と考えてよろしいでしょうか？	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.86を参照ください。
88	39	3	2	(2)	3)	③	ウ		防災施設	災害時に避難所内のトイレが利用できる所想定できる場合は、マンホールトイレの設置箇所数より、避難所内のトイレ（穴数：男子小便器を除く）を減じることとは可能でしょうか？	不可とします。
89	39	3	2	(2)	3)	③	ウ		防災施設	避難有効スペースの計算式の意図は何ですか。（メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、会議室の面積）×0.8、もしくは（メインアリーナ、サブアリーナ、武道場の面積）×1.0+会議室の面積×0.8ではないですか。	避難有効スペース＝（メインアリーナ、サブアリーナ、武道場の面積）×1.0+会議室の面積×0.8として算定してください。
90	39	3	2	(2)	3)	③	カ		防災施設	防火水槽の配置について市消防局警防課と協議、とありますが、提案時より個別具体的に消防署と協議してよいですか？上記消防に限らず、提案時より各諸官公署と個別具体的に協議してよいですか？	事業者の責任において事前協議を行ってください。協議先は消防局警防課となります。
91	39	3	2	(2)	3)	③	キ		防災施設	「施設完成後、市で防災カメラを設置する可能性がある」と記載がありますが、工事費用・維持管理費用等は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	防災カメラの設置及び配線工事及び維持管理・修繕・更新は、市の負担で行います。空配管等の施工については事業者の負担となります。施設の完成後、防災カメラの設置及び配線工事が平易に行えるように計画してください。
92	39	3	2	(2)	3)	③	キ		防災施設	当該防災カメラは、事業者による維持管理・修繕・更新の対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
93	39	3	2	(2)	3)	④			雨水貯留槽（導流渠含む）	導流渠とは各分水施設と雨水調整池を接続する排水施設と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
94	39	3	2	(2)	3)	④			雨水貯留槽（導流渠含む）	資料12-1に雨水調整池からの放流渠の記載がありません。放流量及び接続先をご教示ください。また、3500m3の根拠もご教示ください。	前段について、放流量及び接続先（吐出箇所）は、添付資料（資料-12-1「新設雨水貯留槽の要求水準」）のP3「雨水ポンプ設備」に記載の通りです。後段について、貯留量の3500m3は、添付資料（資料-12-4「植塚排水区流量計算書」）に示しているとおり、計画引抜箇所4箇所より引き抜いた流量を合計したものになります。各箇所の引き抜く流量（貯留量）は、10年確率降雨の流出量と許容流量の差分（ピークカット）を集計したのになります。
95	40	3	2	(2)	3)	⑤			水路	「※維持管理における敷地内水路の日常点検・清掃作業については事業者で実施する。」とありますが、暗渠となる場合も十分に考えられます。約30mおきにマンホールを設置し、清掃車両が横付けできることと定めているのは、東402、411、412水路という理解で宜しいでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No.2を参照ください。
96	40	3	2	(2)	3)	⑤	ウ		水路	「ウ、老朽化が激しい区間については改築すること。」とありますが、どの部分が老朽化が激しい区間かご教示おねがいします。	東411号水路の敷地内最下部のマンホールを含む区間になります。
97	40	3	2	(2)	3)	⑤	ウ		水路	敷地内の水路で老朽化が激しい区間は改築することの記載がありますが、具体的にどの範囲が該当するかご教示ください。また、過去の劣化調査結果も併せてご提示ください。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.96を参照ください。
98	40	3	2	(2)	3)	⑤	ウ		水路	老朽化が激しい区間については改築することとありますが、水路の損傷度合いを評価する基準や具体的な評価結果があればご教示下さい。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.96を参照ください。
99	40	3	2	(2)	3)	⑤	ウ		水路	「老朽化が激しい区間については改築すること」とありますが、水路の損傷度合いを評価する基準や具体的な評価結果がございましたらご教授ください。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.96を参照ください。
100	40	3	2	(2)	3)	⑤	ウ		水路	敷地内の水路について、老朽化が激しい区間については改築することとありますが、改修範囲をご指示ください。不明の場合は、確認できない為別途精算として頂けないでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.96を参照ください。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	その他	項目名	質問内容	回答
101	41	3	2	(2)	6)	②			井水	平時は樹木散水や子どもの遊び、災害時はマンホールトイレへの給水や雑用水の利用を検討することとありますが、周辺近隣団体や行政によるくみ上げ規制などの問題は無いのでしょうか。	問題ありません。
102	42	3	2	(2)	8)		イ		電気計画	災害時・非常時を考慮した電力供給方法として、本予備2回線引込・予備電源（異なる変電所）と考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
103	43	3	2	(2)	11)		ケ		植栽計画	西宮オリジナル植物について貴市より支給していただけることになっていますが、支給していただける樹木等の規格寸法、最大本数をご提示ください。	仕様及び数量は以下の通りです。 ■西宮オリジナル桜(夙川舞桜、西宮権現平桜等) 規格：H=4.0m以下 支給上限：合計30本程度 支給時期：移植適期の冬季 ■宿根草類(エンジェルズ・イヤリング、ゆめむらさき等) 規格： ・エンジェルズ・イヤリングは直径12cmVP～ ・ゆめむらさき、サマー・アメジスト、ブレランサは基本直径9cmVP(～12cm) 支給上限：初回支給時は合計で最大200株程度。 なお、追加支給は枯損等の補植分とする(生産数出荷時期は要相談)。 支給時期：5月または11月 ※西宮市オリジナル植物は主に宿根草・樹木であるため、季節ごとの植替えは想定しておらず、追加の支給は枯損等の補植分とします。良好な状態を保つよう維持管理に努めてください。 ※支給方法については、無償での提供となりますが、次の費用負担が必要です。 ■西宮オリジナル桜：臨海西緑地苗圃(西宮市鳴尾浜1丁目)または、花工房苗圃(西宮市鳴尾浜2丁目1-8)からの移植・運搬費用 ■宿根草類：花工房(西宮市鳴尾浜2丁目1-8)からの運搬費用
104	45	3	2	(3)	2)				平面・動線計画	競技エリアの廊下等の上/下足の区分は提案によるものと考えてよろしいですか。	ご理解の通りです。
105	45	3	2	(3)	2)				平面・動線計画	各種競技団体のレギュレーションは参考とし、対応は必須と考えなくてもよろしいですか。	ご理解の通りです。
106	46	3	2	(3)	3)	①	ア		新中央体育館	メインアリーナで想定される種目とコートライン及び各アリーナの有効寸法(縦×横)をご教示下さい。	利用される競技・種目については、要求水準書(案)に記載の通りです。そのほかについては、メイン・サブアリーナ双方の特徴をいかし、面積・サイズを含めて要求水準書(案)を満たす提案をしてください。なお、コートラインは、事前に市と協議してください。
107	47	3	2	(3)	3)	①			新中央体育館	バスケットゴールについて、メインアリーナには公式仕様の移動式を置くことになっていますが、サブアリーナは特に指定がございません。サブアリーナには壁面設置タイプのゴールを設置することも可能であるという解釈でよろしいですか。	サブアリーナで公式戦を開催することも想定し、計画してください。
108	47	3	2	(3)	3)	①	ア		新中央体育館	大型映像表示装置の設置については、規模・仕様含め設置の有無も事業者の提案に委ねるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
109	47	3	2	(3)	3)	①	イ		新中央体育館	e. フットサル使用時等と記載がありますが、フットサルでの使用をする際のフットサルコートサイズ及びコート外側の余白のサイズをお示しください。十分な余白がない場合は利用者の安全の確保が困難な場合があるため、想定される使い方についてご教示ください。	メインアリーナでもフットサルの利用は想定しており、利用実態等に合わせてメイン・サブアリーナ双方の特徴をいかし、面積・サイズを含めて要求水準書(案)を満たす提案をしてください。
110	47	3	2	(3)	3)	①	イ		新中央体育館	サブアリーナで想定される種目とコートライン及び各アリーナの有効寸法(縦×横)をご教示下さい。	要求水準書(案)に関する質問・回答書No.44を参照ください。
111	48	3	2	(3)	3)	①	エ		新中央体育館	3面以上の一体利用を可能とすることとありますが、P28では「柔道2面、剣道2面の公式試合が同時開催可能(1競技の場合は最大4面で公式試合が可能)」とあります。「3面以上の一体利用」を想定される具体的な用途をお示しください。	要求水準書(案)に関する質問・回答書No.45を参照ください。
112	48	3	2	(3)	3)	①	エ		新中央体育館	「3面以上の一体利用を可能とすること。」とありますが、P28施設構成では「柔道2面、剣道2面の公式試合が同時開催可能」と記載されています。3面以上の一体利用として想定される用途があればご教示ください。	要求水準書(案)に関する質問・回答書No.45を参照ください。
113	48	3	2	(3)	3)	①	エ		新中央体育館	P28では柔道2面、剣道2面の公式試合が同時開催可能とありますが、P38では3面以上の一体利用と記されています。3面以上の一体利用を想定される具体的な用途をお示しください。	要求水準書(案)に関する質問・回答書No.45を参照ください。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	その他	項目名	質問内容	回答
114	48	3	2	(3)	3)	①	エ		新中央体育館	P28では柔道2面、剣道2面の公式試合が同時開催可能とありますが、P38では3面以上の一体利用と記されています。 3面以上の一体利用を想定される具体的な用途をお示しください。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 45を参照ください。
115	48	3	2	(3)	3)	①	エ		新中央体育館	競技エリアは1面あたり14m×14m以上の大きさを確保することとありますが、なぎなた競技の際12m×12mの試合場の外側の余地が2m以下となりますが、余地は1mでも良いとの理解でしょうか。	競技エリアとは、実際に競技（試合）を行うエリアを指します。武道場は観覧場を設置しての大会開催を想定しており、また、大会本部席、各種機材の設置、安全も考慮した壁面までのクリアランス、選手の待機場所としてのクリアランスを計画する必要があります。それらを想定し、要求水準書（案）を満たした上で、ご提案ください。
116	50	3	2	(3)	3)	①	コ		新中央体育館	市担当課分室についても、清掃や設備管理等の維持管理業務の対象である、という認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
117	52	3	2	(3)	3)	②	ア	i	新陸上競技場	「地方航空局における場外着陸許可の事務処理基準」で夜間利用は境界灯8灯と境界誘導灯3灯必要と記載があります。当該照明設備を常時設置する場合、設備の大きさ等から競技に支障を及ぼすようにも思えますが、常時設置すると考えて宜しいでしょうか。	夜間利用について、境界灯は20灯、境界誘導灯は8灯以上を想定しています。 照明設備等については、常時設置を前提としてはおりません。競技に支障を及ぼすことがないよう考慮願います。
118	52	3	2	(3)	3)	②			新陸上競技場	インフィールドの人工芝の更新費用については、市の負担という理解でよろしいでしょうか？	要求水準書（案）に記載の通りです。稼働状況や経年劣化による損耗度にもよりますが、期間中予定される相当回数的人工芝等施設の各種設備にかかる更新費用は事業者の負担とします。
119	54	3	2	(3)	3)	②			新陸上競技場	陸上競技場への侵入防止柵は、ウォーミングアップスペース及び観覧スペースの外側／内側のいずれに設置するものですか。	外側に設置するものです。
120	55	3	2	(3)	4)	②	イ		耐震性能	耐震安全性Ⅱ類以外に、「イ 公共建築物構造設計の用途係数基準による用途係数区分は、1.25 とすること」とありますが、1次設計も安全率を1.25倍以上確保するという意図でしょうか。	1次設計には安全率は加算しません。 詳細については、「建築構造設計基準の資料」5.2.2 耐力の割増しを参考にしてください。 文言を修正します。
121	55	3	2	(3)	4)	②	イ		耐震性能	「イ 公共建築物構造設計の用途係数基準による用途係数区分は、1.25 とすること」とありますが、新中央体育館と新陸上競技場・その他の建築物の全てに適用させるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
122	55	2	2	(3)	4)	②			耐震性能	用途係数区分1.25などの耐震性能の適用範囲について、確保すべき耐震安全性を示した表では、部位として「新中央体育館」および「新陸上競技場・その他の建築物」が記されています。一方この表は、要求水準書P45にありますように「(3) 建築施設（新中央体育館・新陸上競技場）の条件」の中に掲載されています。「新陸上競技場・その他の建築物」は、「新陸上競技場」と読み替えてもよろしいでしょうか。	その他の建築物とは、新陸上競技場の災害対応に関する付属建築物とご理解ください。
123	55	2	2	(3)	4)	②			耐震性能	用途係数区分1.25について、「構造設計指針（西宮市）」のP10の口用途係数（2）に、「用途係数は分類に応じて表3の数値とし、一次設計の地震力及び二次設計の必要保有水平耐力を割増す」との記述があります。建築基準法他の法令の規定では数値的な検討を求められない基礎の二次設計については、用途係数による割増しを考慮しないと考えるとよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 文言を修正します。
124	55	3	2	(3)	4)	④			基礎構造	建物の基礎杭について、宮水対策を考慮した工法の選定が必要でしょうか。必要であればご指示願います。	関係法令、条例等を満足させてください。
125	55	3	2	(3)	4)	④			基礎構造	工法の検討にあたって、地域特有の宮水に対する対策は必要でしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 124を参照ください。
126	55	3	2	(3)	4)	④			基礎構造	建物の基礎杭について、宮水対策を考慮した工法の選定が必要であればご指示ください。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 124を参照ください。
127	57	3	2	(3)	6)	①	シ		基本的事項	新陸上競技場及び公園全体については新陸上競技場の大会運営・記録室において、それぞれ一元管理とありますが、公園に関しては新体育館の管理事務室での管理でも良いでしょうか。 また、陸上競技場運営室での管理とした意図をお聞かせ下さい。	前段については、公園に関して、新中央体育館の管理事務室で管理することを認めます。 後段については、特に意図はありません。 なお、新中央体育館の管理事務室で全体（公園・体育館・陸上競技場）の管理をしつつ、新陸上競技場については、新陸上競技場の大会運営・記録室でも管理できる仕様となるよう、文言を修正します。
128	58	3	2	(3)	6)	③	ウ		受変電設備	「室温・湿度の管理を適正に行い、機器の安全性を保つとともに、機器の長寿命化を図ること」と記載がありますが、受変電設備は基本的に屋内設置するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
129	59	3	2	(3)	6)	③	コ		受変電設備	コ 非常用発電設備の燃料について、点検などで燃料を使用した場合の補充は事業者にて実施、事業者の責めに帰すことの出来ない災害などで燃料を使用した場合の補充は貴市にて実施、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	その他	項目名	質問内容	回答
130	60	3	2	(3)	6)	⑦	ウ		情報通信設備	災害特設電話については、既存回線を移設することで対応しても宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
131	60	3	2	(3)	6)	⑦	カ		情報通信設備	光回線に関する各作業のうち、地域イントラネットワークの提供元であるNTTビジネスソリューションズが実施する費用も事業者が負担することとありますが、仕様・概要をご指示ください。	地域イントラネットワークとは、市内各拠点をダークファイバの専用線で結ぶことで市内ネットワークを利用可能にしているものです。今回対象となるNTTビジネスソリューションズが実施する作業内容は以下の通りです。 ・現中央体育館の地域イントラネットワーク回線（西宮スポーツセンターを含む2回線）の廃止・撤去。 ・新中央体育館へ市の地域イントラネットワークの利用に必要な光回線引込・通信機器（メディアコンバータ・L2SW）の設置。 その他、事業者に対応していただく概要は以下の通りです。 ・光PD盤設置用木板の設置（300*300以上） ・建物への光ファイバ用配管ルートの確保 ・光メディアコンバータからHUB-BOX間のLANケーブル確保 ・光メディアコンバータ及び地域イントラ設備用電源コンセントの準備
132	63	3	2	(3)	7)	①	オ		基本的事項	外気温の設定基準温度は「建築設備設計基準・同要領」の「設計用屋外条件」によるとの理解でよいですか？ また各室の具体的な設計用屋内条件は別途公表頂けると考えてよろしいですか。もしくは事業者で適宜設定ですか？	前段については、ご理解の通りです。 後段については、要求水準書（案）や施設特性を踏まえた上で、ご提案ください。
133	63	3	2	(3)	7)	②	オ		空調設備	メインアリーナの空調について、他の小中学校の避難所に対応されている「外部電源等による設備の使用」について、具体的な外部電源の種類や施設対応についてお示しください。 また災害時においても外部電源により運転する（非常電源等による運転は行わない）という理解でよいでしょうか。	前段については、市立小中学校の避難所となる体育館では、ガス空調機器を採用しており、停電時は、可換型発電機もしくはEVに接続できるようにしています。また、都市ガス停止時は、PAジェネレーター・LPガスボンベを搬入し接続できるようにしています。 施設側の対応としては、設備の切り替えや動作確認及び維持管理等になります。 なお、市立小中学校の体育館はZEB認証を受けている施設ではないため、上記設備はあくまでも参考・一例です。 後段については、災害時において一部の運転が可能であれば、外部電源のみ、又は外部電源以外の方法でも問題ありません。
134	63	3	2	(3)	7)	③	オ		換気設備	「風による耳鳴り」は、競技に支障する「風切音」との理解でよろしいですか？ 異なる場合は具体的な事象をお示しください。	ご理解の通りです。
135	64	3	2	(3)	8)				給排水衛生設備計画	個別に使用料の計量（水道やガス）が必要となる範囲や施設等があればお示しください。	建設当初は未定ですが、インフラ引込の状況により、民間提案施設用の子メーターを要する可能性があります。
136	66	4	1	(3)		②			業務の区分	現時点では貴市からの提示資料の内容を確認できず、測量・地質調査の追加実施が必要か判断できない状況ですので、当該測量・調査の責任、費用負担については資料受領後協議させていただきますとお願いいたします。	本市からの提示資料は、HP掲載（令和4年12月26日）の要求水準書（案）添付資料（資料-1～32）の通りです。 その上で必要な調査等に関しては、自らの責任と費用負担において実施してください。
137	66	4	1	(3)		⑤			業務の区分	備品等の設置業務は、期間中の保守管理を担う運営維持管理企業が行っても宜しいでしょうか。	運営・維持管理企業が行うことも可能です。効率的・効果的に実施できる企業が対応ください。
138	67	4	1	(6)			ア		業務責任者及び管理責任者	「設計、工事監理及び建設業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う管理責任者を定め」ることとされておりますが、P.72に記載があるので施設の解体・撤去関連業務及び備品等の設置業務については建設業務管理責任者が責務を負うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
139	67	4	1	(6)			イ		業務責任者及び管理責任者	イにて施設整備業務責任者と各管理責任者が兼務できるとの記載がありますが、「業務責任者は設計業務管理責任者及び工事監理業務管理責任者、あるいは建設業務管理責任者を兼務することは可能であるが、設計業務管理責任者及び工事監理業務管理責任者と建設業務管理責任者は兼務不可」との理解で宜しいでしょうか。	施設整備業務責任者は設計業務管理責任者及び工事監理業務管理責任者、あるいは建設業務管理責任者を兼務することは可能ですが、設計業務管理責任者及び工事監理業務管理責任者と建設業務管理責任者は兼務不可としています。
140	68	4	1	(8)					保険	詳細は「事業契約書（案）」を参照、とありますが当該資料が見当たりませんのでご開示をお願いいたします。	入札公告時に示します。
141	68	4	2	(1)	1)				業務の体制づくり、責任者の配置及び進捗管理	照査技術者について、必要な資格要件はあるでしょうか。 また、公園等施設、建築施設それぞれに配置が必要でしょうか。	前段については、照査技術者の選定については、本事業の特性を踏まえた上で、事業者の提案に委ねます。ただし、公園等施設については土木設計業務等共通仕様書に記載事項も踏まえ、選定してください。 後段については、公園等施設、建築施設それぞれに配置が必要です。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	その他	項目名	質問内容	回答	
142	71	4	2	(1)	6)				交付金等申請手続き	交付金申請を行うにあたって、補助対象事業について請負契約前の申請手続きが必要と想定されます。今回、補助対象工事の個別契約の必要性や申請手続きの手順について、現時点で決定・協議している事項がありましたらご教示ください。	社会資本整備総合交付金、都市構造再編集中支援事業（個別支援制度）他の申請を予定していますが、現時点では補助金・交付金の種類及び交付の可否について確定しておりません。申請手続きの手順については、申請決定後に事業者にお知らせします。	
143	71	4	2	(1)	6)				交付金等申請手続き	一般的に交付金申請は、補助対象事業について請負契約前の申請手続きが必要と思われるが、今回、補助対象工事の個別契約の必要性や申請手続きの手順について事前協議されているようであれば、状況をお示しください。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 142を参照ください。	
144	71	4	2	(1)	6)				交付金等申請手続き	一般的に交付金申請は、補助対象事業について請負契約前の申請手続きが必要と思われるが、今回、補助対象工事の個別契約の必要性や申請手続きの手順について、事前協議されておられれば状況をお示し頂けるでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 142を参照ください。	
145	71	4	2	(1)	6)				交付金等申請手続き	一般的に交付金申請は、補助対象事業について請負契約前の申請手続きが必要と思われるが、今回、補助対象工事の個別契約の必要性や申請手続きの手順について、事前協議されておられれば状況をお示しください。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 142を参照ください。	
146	72	4	2	(2)	1)			ウ	建設及び建設関連業務に関する基本方針	関係官庁には貴市も含まれるかと思料します。貴市との協議に起因する遅延については、その遅延の原因が貴市に起因する場合は貴市にてその責任をご負担いただきたくお願いします。	本市を含め、関係官庁との協議に起因する遅延については、事業者が責任を負います。各段階で必要な期間を確保して対応してください。	
147	72	4	2	(2)	1)			エ	建設及び建設関連業務に関する基本方針	市の責に帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償以外は事業者にて対応する旨記載がありますが、事業者が善管注意義務を怠らざるお回避できない騒音、振動、電波障害等のリスクの取扱いについては、事業契約書の公開時に協議させていただきたくお願いします。	入札公告時の公表内容を踏まえて、改めてご質問ください。	
148	74	4	2	(2)	2)			④	建設及び建設関連業務に関する留意事項	工事的物に起因して発生する電波障害については、その対策工事費用につき貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に記載の通り、事業者の負担になります。	
149	74	4	2	(2)	2)			⑦	建設及び建設関連業務に関する留意事項	開業準備業務にて開設するホームページの更新等を行えばよいとの理解でよろしいでしょうか。	開業準備業務において開設するホームページ内にて、工事中より本施設の工事状況について適宜写真を更新し、市民に工事の進捗状況の情報提供を図ってください。施設の開業に向けて市民の関心が高まるホームページになるような工夫を期待しています。また、要求水準書（案）P88に記載の通り、「その他の効果的な活動」も実施してください。	
150	79	4	2	(3)				②	解体・撤去工事の範囲	解体・撤去工事範囲に「什器備品等を含む」とあります。什器備品は事業者（建設業者）では建設廃棄物として撤去処分できません。排出事業者となる貴市または所有者にて事前に撤去処分廃棄をお願いいたします。	処理責任は最終的に市が負うこととなります。したがって、必要な契約においては、排出事業者である市が契約主体となり、収集・運搬・処分等に係る費用は、事業者が負担することとします。	
151	79	4	2	(3)				②	解体・撤去工事の範囲	No. 150において、費用を事業者で見込む場合、数量のご指示をお願いいたします。	添付資料（資料-15-2「現施設備品リスト」）や現地見学を踏まえて、入札参加者にて算出してください。なお、現地見学会は入札公告後に実施します。詳細は、入札公告時に示します。	
152	80	4	2	(4)				①	ア	工事監理業務	建築施設の工事監理業務にあたっては、1名以上の常駐体制を整えること。と記載がありますが、建築施設とは具体的には、新中央体育館と新陸上競技場のメインスタンドのみと考えてよろしいでしょうか。上記建築施設以外の建築物の工事監理は非常駐での対応としてよろしいでしょうか。常駐が必須の期間が分かるように具体的に教示ください。	建築施設とは、実施方針P3に記載している通りです。常駐必須期間は、ご提案により変わるためお示しはできません。
153	80	4	2	(4)				①	ア	工事監理業務	建設工事の工事監理者は、工事監理業務の管理責任者と兼務は可能でしょうか	兼務可能です。
154	80	4	2	(4)				①	ア	工事監理業務	建設工事の工事監理者は、工事監理業務管理責任者との兼務可能でしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 153を参照ください。
155	80	4	2	(4)				①	エ	工事監理業務	エにおいて実施体制が定められていますが、各技術者には特に資格要件はないという理解でよろしかったでしょうか。	各技術者の資格要件については、実施方針に記載の通りです。また、照査技術者の資格要件については、要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 141を参照ください。
156	80	4	2	(4)				①	エ	工事監理業務	入札説明書及びアに記載のある「工事監理者」とエに記載のある「管理責任者」は兼任可能との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 153を参照ください。
157	80	4	2	(4)				①	エ	工事監理業務	「管理技術者、照査技術者、造園土木担当技術者、建築意匠担当技術者、建築構造担当技術者、電気設備担当技術者及び機械設備担当技術者」は設計業務の実施体制にて定められている技術者と同一の人物との理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます（同一の人物でも別の人物でも構いません）。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	その他	項目名	質問内容	回答
158	80	4	2	(4)		①	エ		工事監理業務	入札説明書及びアに記載されている「工事監理者」とウに記載の「管理責任者」は兼任可能との理解でよろしいでしょうか。	「管理責任者」はエに記載しております。その上で、要求水準書（案）に関する質問・回答書No.153を参照ください。
159	80	4	2	(4)		①	エ		工事監理業務	ウに記載されている「管理技術者、照査技術者、造園土木担当技術者、建築意匠担当技術者、建築構造担当技術者、電機設備担当技術者及び機械設備担当技術者」は設計業務の実施体制にて求められる技術者と同様の人物との理解でよろしいでしょうか。	「管理技術者、照査技術者、造園土木担当技術者、建築意匠担当技術者、建築構造担当技術者、電機設備担当技術者及び機械設備担当技術者」はエに記載しております。その上で、要求水準書（案）に関する質問・回答書No.157を参照ください。
160	81	4	2	(5)			ア		備品等の設置業務	税込み金額50,000以下の備品についての取扱いについてご指示下さい。 設置業務は行方が備品一覧には掲載しないなど。	50,000円未満の物品については、備品と違い「備品台帳」の作成等は不要ですが、必要に応じて適切に管理することを心がけてください。
161	83	4	2	(6)		④	ア		市への本施設の引き渡し	「所有権を市に移転する手続き」とは、引渡し書面の作成・取り交わしという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
162	83	4	2	(6)		④	ア		市への本施設の引き渡し	「保存登記等に必要な支援」とは、設計図書提供等で、土地家屋調査士による測量業務、司法書士による登記手続きは含まないと理解でよろしいでしょうか。	ご提示の内容は、保存登記等に必要な支援に含まれるため、事業者負担です。
163	83	4	2	(6)		⑤			境界確定測量及び登記申請	境界確定測量は、行政間（道路と公園）で立ち会いを行い、境界を確定する作業との理解でよろしいでしょうか。また、既存施設であるテニスコート、第2（中屋町）駐車場は含まないと理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解の通り行政間ですが、道路（市道・国道）と公園の他に、指定水路及び公共施設建設予定地との境界確定の作業も存在します。※ア、にも指定水路及び公共施設建設予定地が含まれることがわかるよう、要求水準書(案)を修正します。 後段については、ご理解の通りです。テニスコート、第2（中屋町）駐車場は含みません。
164	83	4	2	(6)		⑤			境界確定測量及び登記申請	登記申請とは、表示登記（分筆含む）までとの理解でよろしいでしょうか。もしくは、所有権移転登記までを事業者で行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。分筆を含む表示登記までです。 なお、今回、都市計画公園区域（整備対象敷地）内の土地の所有者は全て「西宮市」です。
165	85	5	1	(4)			ア		実施体制	開業準備業務の実施体制について、「開業準備期間の2ヵ月前までに…略…維持管理業務責任者を配置すること。」とあります。 竣工前の時期と思われるが、開業準備期間2ヵ月前から現地常駐が必要ということでしょうか。 現地常駐を求めない場合、「配置」ではなく「選任」することとしていただけないでしょうか。	常駐を必須としていません。 また、常駐する場合は開業期間開始後としてください。
166	86	5	1	(8)					保険	火災保険の付保対象は全施設でしょうか。また、共済等による市での対応はされない、との理解でよろしいでしょうか。	前段について、対象は建物となります。 後段について、市は全市有物件災害共済会の保険に加入しますが、事業者の業務上の失火による損害に起因して第三者が保険金を市に支払った場合の求償に備えるため、必要な保険に加入してください。
167	86	5	1	(8)					保険	火災保険を付保する場合、保険金額は事業者提案で可との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
168	86	5	1	(8)					保険	保険はSPCで付保をせずに、維持管理運営企業各社で付保することでもよいという理解でよろしいでしょうか。	同等の効果がある場合には可能です。
169	86	5	1	(8)					保険	事業者が火災保険を付保するよう要請されていますが、貴市が所有する施設の建物・設備について、貴市は共済等の火災保険に類似する共済・保険に加入されるか否か、加入される場合はその内容についてご指示ください。	前段について、市は全市有物件災害共済会の保険に加入します。（参考URL: https://www.city-net.or.jp/products/building/ ） 後段について、付保内容については、当該保険の約款等に従うこととなります。
170	87	5	2	(1)	2)				供用開始前の広報活動	新陸上競技場・新中央体育館・公園全体のそれぞれの完成段階に必要なパンフレットとは、その段階ごとに内容は違うものであるという解釈でよいですか。 また市に納める部数については何部必要ですか。	前段については、ご理解の通りです。 後段については、紙媒体での部数は協議とします。
171	87	5	2	(2)	1)				供用開始前の予約受付業務	プログラム改修に係る経費や通信費用以外に、使用していく上でのランニング費用はございますか。	特段ありません。
172	87	5	2	(3)	1)				開館・開場式典及び内覧会等の実施業務	開館・開場式典及び内覧会については新中央体育館の完成段階でのみ実施するという理解で良いですか。	新陸上競技場と新体育館の完成時期との差にもよりますが、適宜内覧会や式典の実施を計画してください。
173	88	5	2	(3)	1)		ア		開館・開場式典及び内覧会等の実施業務	各施設（陸上競技場・新体育館・公園）の開館・開場に合わせて式典を実施する想定で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
174	88	5	2	(4)					開業準備期間中の本施設の維持管理業務及び運営準備業務	新中央体育館引渡までの間、現施設の事務室の一部を貸与いただける旨の記載があります。 ・当該貸与される諸室は現管理者様と同居する形の想定でしょうか。 ・事業者に貸与いただける諸室スペースの規模について概要を御教示ください。	ご理解の通りです。現体育館の管理事務室を共有（同居）する形を想定しています。なお、担当者の控室等詳細については協議とします。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	その他	項目名	質問内容	回答
175	91	6	1	(4)					業務の期間	既存施設のテニスコート及び第2（中屋町）駐車場の現管理者と事業者の維持管理期間の間に空白があるように見受けられますが、この間の維持管理は不要との理解でよろしいでしょうか。	既存施設のテニスコート及び第2（中屋町）駐車場の運営・維持管理は、新中央体育館の供用開始前までは現管理者により実施、供用開始後は事業者により実施となります。
176	91	6	1	(4)					業務の期間	新中央体育館及び新陸上競技場の供用開始日から事業者による維持管理の間に空白があるように見受けられます。実施方針P.5の事業期間の表では空白期はないものと思料しますので整合を取っていただけませんかでしょうか。	新中央体育館及び新陸上競技場の供用開始日から事業者による運営・維持管理を開始するものとします。なお、別途、それぞれの開業準備業務は事業者が行うものとします。
177	91	6	1	(4)					業務の期間	実施方針では、公園全体の供用開始の最終期限を2029年3月末とされていますが、既存施設の管理・運営開始は新中央体育館の供用開始日に合わせるの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 既存施設のテニスコート及び第2（中屋町）駐車場は、新中央体育館の供用開始と同時に事業者による運営・維持管理を開始いただけます。
178	92	6	1	(5)					費用負担	「供用開始後、運営業務及び維持管理業務の実施に係る光熱水費は、すべて事業者負担とする。」とありますが、開業準備期間にも含まれるのでしょうか。	ご理解の通りです。 開業準備期間中（当該施設竣工後を含む。）における新陸上競技場・新中央体育館等の光熱水費はすべて事業者負担とします。
179	93	6	1	(8)				イ	修繕・更新	修繕・更新は「長期修繕計画書」に基づいて実施とされていますが、長期修繕計画により計画される防水更新や設備機器更新等は「修繕・更新」に含まれないと考えます。業務範囲について明確な区分をお示ください。	本事業の事業期間中に実施が必要な修繕・更新は、全て「修繕・更新」に含みます。「長期修繕計画書」にて計画の上、事業期間にわたり適切に実施してください。
180	93	6	1	(8)				イ	修繕・更新	「修繕・更新は「長期修繕計画書」に基づいて実施」とされていますが、長期修繕計画による計画される防水更新や設備機器更新等は本業務における「修繕・更新」に含まれないと考えております。業務範囲についてより詳細にお示しください。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.179を参照ください。
181	93	6	1	(8)				イ	修繕・更新	「修繕・更新は「長期修繕計画書」に基づいて実施」とされていますが、長期修繕計画による計画される防水更新や設備機器更新等は「修繕・更新」に含まれないと考えますが、業務範囲について明確な区分をお示しください。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.179を参照ください。
182	93	6	1	(8)				イ	修繕・更新	「修繕・更新は長期修繕計画書に基づいて実施」とされていますが、一般的に長期修繕計画において計画される設備機器の更新は事業者負担に含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.179を参照ください。
183	93	6	1	(8)				イ	修繕・更新	「修繕・更新は「長期修繕計画書」に基づいて実施」とされていますが、長期修繕計画による計画される防水更新や設備機器更新等は「修繕・更新」に含まれないと考えますが、業務範囲について明確な区分をお示し頂けますでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.179を参照ください。
184	93	6	1	(8)				イ	修繕・更新	「修繕・更新は「長期修繕計画書」に基づいて実施」とされていますが、長期修繕計画による計画される防水更新や設備機器更新等は「修繕・更新」に含まれないと考えますが、業務範囲について明確な区分をお示しください。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.179を参照ください。
185	93	6	1	(8)				イ	修繕・更新	修繕・更新は「長期修繕計画書」に基づいて実施するものとするかとありますが、当該修繕計画は事業者の任意で修正を行うことができると考えてよろしいでしょうか。（入札時計画から経年劣化等の状況に応じて、適宜修正が必要と考えます）	ご理解の通りです。
186	93	6	1	(8)				ウ	修繕・更新	「長期修繕計画書」以外に、点検等により建物や設備の修繕、更新等が必要と判断された場合には、適切に対応することとありますが、「適切な対応」とは「市に対して遅滞なく状況報告を行うこと」という理解でよろしいですか。	「長期修繕計画書」に記載の内容だけでなく、記載がない箇所でも不具合等が発生した場合は事業者負担による修繕・更新の対象となります。
187	93	6	1	(8)				ウ	修繕・更新	ウに記載のある、「適切な対応」とは「市に対し遅滞なく状況報告を実施」ととらえて宜しいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.186を参照ください。
188	93	6	1	(8)				ウ	修繕・更新	「長期修繕計画書」以外に、点検等により建物や設備の修繕、更新等が必要と判断された場合には、適切に対応することとありますが、「適切な対応」とは「市に対して遅滞なく状況報告を行うこと」と考えてよろしいですか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.186を参照ください。
189	93	6	1	(8)				ウ	修繕・更新	「長期修繕計画書」以外に、点検等により建物や設備の修繕、更新等が必要と判断された場合には、適切に対応することとありますが、「適切な対応」とは「市に対して遅滞なく状況報告を行うこと」と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.186を参照ください。
190	93	6	1	(8)				ウ	修繕・更新	「長期修繕計画書」以外に、点検等により建物や設備の修繕、更新等が必要と判断された場合には、適切に対応することとありますが、「適切な対応」とは「市に対して遅滞なく状況報告を行うこと」と考えてよろしいですか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.186を参照ください。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	その他	項目名	質問内容	回答
191	93	6	1	(8)					修繕・更新	「長期修繕計画書以外に、点検等により建物や設備の修繕、更新等が必要と判断された場合には、適切に対応すること」とされていますが、協議により市の負担となる修繕・更新等もあるとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 186を参照ください。
192	93	6	1	(9)					不具合及び故障への対応	緊急時においては速やかに修繕することとなっておりますが、事業者に責めのない不具合・故障等の修繕費用は、市にご負担いただけるということでしょうか。	個別具体的内容により判断します。
193	93	6	1	(11)					保険	火災保険の付保対象は全施設でしょうか。また、共済等による市での対応はされない、との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 166を参照ください。
194	93	6	1	(11)					保険	火災保険を付保する場合、保険金額は事業者提案で可との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
195	93	6	1	(11)					保険	詳細は「事業契約書(案)」を参照、とありますが当該資料が見当たりませんのでご開示をお願いいたします。	入札公告時に示します。
196	93	6	1	(11)					保険	事業者が火災保険に加入する、とありますが、市が所有する施設であるにもかかわらず、火災保険を民間事業者が付保することを求める理由ご教示いただけないでしょうか。当該理由を踏まえ、尚書き以降の代替提案を含め検討したく存じます。	市は全国市有物件災害共済会の保険に加入しますが、事業者の業務上の失火による損害に起因して第三者が保険金を市に支払った場合の求償に備えるため、必要な保険に加入してください。
197	93	6	1	(11)					保険	事業者が火災保険に加入する、とありますが、市が所有する施設であるにもかかわらず、火災保険を民間事業者が付保することを求める理由ご教示いただけないでしょうか。当該理由を踏まえ、尚書き以降の代替提案を含め検討したく存じます。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 196を参照ください。
198	93	6	1	(11)					保険	「なお、開業準備期間の火災保険の付保について、市は、事業者によって付保と同等の効果がある手法についての提案があった場合には、この提案を採用することにより、事業者の付保義務を免除する。」とありますが、「同等の効果」とは、事業者が業務上の失火による損害に備えることができればよい、と考えてよいでしょうか。	基本的にはご理解の通りです。詳細は、入札公告時に示します。
199	93	6	1	(11)					保険	尚書きにおいて、火災保険の付保に関する代替提案による付保義務免除の記載がありますが、具体的な代替案についてご相談されている内容があるのでしょうか。御想定がある場合、当該内容を公表いただくことは可能でしょうか。	特段想定はありません。
200	93	6	1	(11)					保険	事業者が火災保険を付保するよう要請されていますが、貴市が所有する施設の建物・設備について、貴市は共済等の火災保険に類似する共済・保険に加入されるか否か、加入される場合はその内容についてご教示ください。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 169を参照ください。
201	94	6	1	(12)					事業期間終了時の要求水準	天災時に発生した植栽の枯損・枯枝等の損傷については、不可抗力事案として、事業者の責にはならない、という認識でよろしいでしょうか。	不可抗力として認められるものについては、事業契約書に基づき対応します。詳細は、入札公告時に示します。
202	95	6	2	(1)	1)				実施体制	維持管理業務責任者は運営業務責任者が兼務することは可能でしょうか。	維持管理業務責任者と運営業務責任者は別の人物としてください。
203	95	6	2	(1)	1)				実施体制	維持管理業務責任者は原則として運動施設の閉館時間は本件施設に常駐するものとすると思いますが、それと同等以上の効果が認められる提案であれば必ずしも常駐は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。可とします。
204	95	6	2	(1)	1)			ア	実施体制	維持管理業務責任者は、各業務責任者を一部兼任することは可能でしょうか。	不可です。維持管理業務責任者と運営業務責任者は別の人物としてください。事業者が維持管理に関して必要に応じて選任する各責任者と維持管理業務責任者の兼務については、事業者の提案に委ねます。
205	95	6	2	(1)	1)			ア	実施体制	「また、これを変更する場合は、3ヶ月前までに市の承認を得ること。」とありますが、ここでいう「変更」とは「維持管理業務責任者」の変更でしょうか。もしくは各業務の責任者の変更でしょうか。	維持管理業務責任者の変更を指します。
206	95	6	2	(1)	1)				実施体制	「供用開始後、「維持管理業務責任者」は、原則として運動施設の閉館時間は本件施設に常駐するものとし、」とありますが、8ページ記載のスケジュールに沿って事業を進めた場合、新陸上競技場の供用開始（2027年4月）～新中央体育館の引き渡し（2027年8月末）までは運営・維持管理の対象は新陸上競技場のみとなります。この期間においても「維持管理業務責任者」の常駐は必要でしょうか。	おおむねご理解の通りです。ただし、例えば新陸上競技場のみの開設時等一定期間の実施体制については協議に応じます。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	その他	項目名	質問内容	回答
207	95	6	2	(2)					第三者への委託	実施方針P.12.2-(3)では第三者に委託した場合は市に通知すること、とありますがどちらが正でしょうか。	委託する場合には、あらかじめ市に書面で届け出て、承認を得てください。その後、委託又は請負に係る契約の締結後速やかに通知してください。
208	96	6	2	(3)	1)				業務計画書の作成	「運営・維持管理期間中の共通計画として「基本計画書」を作成し、…中略… 供用開始の3ヶ月前までに市に提出し、承認を受けること。」とありますが、その際提出する基本計画書には、新陸上競技場のみならず、新中央体育館や公園等施設など運営・維持管理期間に事業者が管理するすべての施設を対象とした内容を記載するという理解でよろしいでしょうか。 また、「供用開始の3か月前」とは新陸上競技場の供用開始の3か月前という理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解の通りです。ただし、各施設は段階的に供用開始されることが想定されるため、「基本計画書」は公園全体が供用開始されるまで逐次改定作業を行っていただくことも想定しています。 後段について、「供用開始の3か月前」とは、最初に供用開始される施設の供用開始の3か月前になります。
209	96	6	2	(3)	3)				業務計画書の作成	「長期修繕計画の作成は供用開始2か月後」とありますが、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期それぞれの2か月後までに作成という理解でよろしいでしょうか。	「長期修繕計画書」の作成は最初に供用開始される施設の供用開始の2か月後まで実施いただきます。ただし、各施設は段階的に供用開始されることが想定されるため、公園全体が供用開始されるまで逐次改定作業を行っていただくことも想定しています。
210	96	6	2	(3)	3)				業務計画書の作成	「事業期間中の「長期修繕計画書」を作成し、…中略… 供用開始の2ヶ月後までに市に提出し、承認を受けること。」とありますが、各施設の供用開始の2か月後までに、当該施設の計画書を提出する、という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.209を参照ください。
211	97	6	2	(3)	3)				業務計画書の作成	次期修繕提案書の作成にあたっては事業終了後およそ何年間の修繕計画を策定する必要がありますでしょうか。	20年間を想定しています。
212	100	6	3	(1)	3)	③	オ		防災施設	「防火水槽及び…略…点検・保守を行うこと」とありますが、91ページ ※1には「防火水槽の定期的な保守管理及び法定点検等は市で実施する」とあります。どちらかの記載が誤りでしょうか。誤りでなければどのように整理すべきか、貴市のお考えについて御教示願います。	防火水槽について市が行う点検とは、消防局が行う2ヶ月に1回の地水利調査のみを指します。また、更新についても市で実施します。事業者にて、修繕や水位低下による补水等の定期的な保守点検・維持管理を行ってください。また、このことがわかるように要求水準書（案）の表現を修正します。
213	102	6	3	(3)	3)	①			運転・監視	各室の空調運転時の屋内条件、運転期間、運転時間等は後日、公表いただけるのでしょうか。それとも、事業者で適宜設定することになりますでしょうか。	利用者の安全と快適な利用環境を確保することを前提に、事業者で適宜設定いただきます。
214	102	6	3	(3)	3)	①			運転・監視	各室の空調運転時の屋内条件、運転期間、運転時間等は後日、公表いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 もしくは事業者が適宜設定すればよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.213を参照ください。
215	102	6	3	(3)	3)	①			運転・監視	空調の運転時間等については、事業者の判断により行うことで宜しいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.213を参照ください。
216	102	6	3	(3)	3)	①			運転・監視	各室の空調運転時の屋内条件、運転期間、運転時間等は後日、公表いただけるものと考えてよろしいですか？ あるいは事業者が適宜設定すればよろしいですか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.213を参照ください。
217	102	6	3	(3)	3)	③			定期点検	エレベーターの保守はメーカーによるフルメンテナスを前提条件とする理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
218	106	6	3	(6)	3)	④			ごみ処理業務	「大会・イベント主催者に対して、ごみの持ち帰りの徹底を求めること。」「ごみ袋、汚物用ビニールは事業者の負担とする。」「産業廃棄物の処理手数料等務に要する一切費用は事者負担とする。」とありますが、大会・イベント開催時においてはゴミの持ち帰りを徹底したとしても、施設内のゴミ置き場に廃棄される事が想定されるため、当該催事の際には、主催者に一部費用を負担頂いてよろしいでしょうか。	可とします。
219	106	6	3	(6)	3)	⑤			水路清掃業務	敷地内水路及びマンホール等の日常点検・清掃作業の具体内容については、イ及び水路の流水機能を確保することを条件に、事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
220	107	6	3	(8)	3)				要求水準	大会・イベント催事の警備については、主催者と事業者が事前に警備体制の詳細について打合せを行い、追加で費用が発生する際の負担は主催者との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
221	107	6	3	(8)	3)		ア・エ		要求水準	365日24時間対応、夜間・休館日の機械警備を基本とする旨の記載がございますが、開館日・日中の警備員の常駐を必須とはしていないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	その他	項目名	質問内容	回答
222	108	6	3	(9)	3)				修繕・更新の考え方	本事業では大規模修繕は想定されていないとのことですが、適切に維持管理がなされている前提で、利用率の高さ等に起因して事業期間中に大規模修繕を実施した方がライフサイクルコスト上メリットが見込める場合については、市にて実施いただけるかと考えてよろしいでしょうか。	原則として、事業期間中に市が大規模修繕を実施する予定はありません。ライフサイクルコスト低減を図るため、事業者が適宜修繕・更新を行うこととします。
223	108	6	3	(9)	3)		エ		修繕・更新の考え方	「一時期に全面的に修繕する行為は「大規模修繕」とし、本事業では想定しない。」とありますが、仮に事業期間中に大規模修繕が必要となった場合、市にて行うという理解で良いでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 222を参照ください。
224	108	6	3	(9)	3)		エ		修繕・更新の考え方	修繕・更新は「建築物（建築・屋根の防水）及び建築設備について、破断や破損等をした一部の修繕、故障した1台を更新（取替）する行為」を含み、「一時期に全面的に修繕する行為（大規模修繕）」は含まないとのことですので空調機器類の更新も含まれない、との理解でよろしいでしょうか。	空調機器類等各種設備について、故障した場合、事業者がその更新・交換を行うこととします。
225	108	6	3	(9)	4)	②	イ		要求水準	長期修繕計画については5年ごとに更新し、大きな差異が生じた場合は市と協議 となっておりますが、当該差異が事業者の責めによるものではない場合は、差異にかかわる費用を市に負担いただけるという理解でよいでしょうか。	長期修繕計画は、事業者の提案による当初計画に基づき、施設の劣化状況等を踏まえて更新していくものであることから、市の事由による差異の発生は想定していません。なお、施設損傷に係るリスク負担等は、事業契約に基づき対応していきます。
226	108	6	3	(9)	4)	②	オ		要求水準	修繕・更新内容を竣工図等に反映させるよう記載がありますが、図面更新については一定額以上の工事（基本的に大規模修繕に近い大型工事を想定）について対応すればよいと考えてよろしいでしょうか。	今後の修繕・更新時等において利活用を想定しているため、金額の多寡にかかわらず、影響度等に応じて、適宜図面を更新することとします。
227	109	6	3	(9)	4)	②	カ		要求水準	公益財団法人日本陸上競技連盟の公認陸上競技場及び長距離競走路ならびに競走路規程及び陸上競技場公認に関する細則（以下「公認陸上競技場規程等」という。）が改正されたことに伴う施設の修繕や備品の更新について、市との費用負担の協議に関する具体的な進め方や想定について御教示ください。	公認陸上競技場規程等の改正に伴う施設の修繕や備品の更新については、原則として事業者負担です。ただし、大規模な施設改変や備品更新が必要となる場合は、個別具体的内容を踏まえて協議の上、負担者を決定します。
228	109	6	3	(9)	4)	②	カ		要求水準	公益財団法人日本陸上競技連盟の公認陸上競技場及び長距離競走路ならびに競走路規程及び陸上競技場公認に関する細則（以下「公認陸上競技場規程等」という。）が改正されたことに伴う施設の修繕や備品の更新について、市との費用負担の協議に関する具体的な進め方や想定について御教示ください。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 227を参照ください。
229	109	6	3	(9)	4)	③	ア		要求水準	事業終了3年前までに、「事業期間終了後に市が行う予定の大規模修繕に必要な箇所及びその後の長期修繕計画についての「次期修繕提案書」を提出することとなっております。この提案書は、RC、SRC建造物の法定耐用年数である47年を終了する年度まで作成するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 211を参照ください。
230	110	7	1	(2)		⑥			業務の区分	ブレイクダウンについて任意の配置となっておりますが配置した場合にはサービス購入料の費用の対象になりますでしょうか。	実施方針に関する質問・回答書No. 11を参照ください。
231	111	7	1	(4)					業務の期間	既存施設のテニスコート及び第2（中屋町）駐車場の現管理者と事業者の運営（維持管理）期間の間に空白があるように見受けられますが、この間の運営は不要との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 175を参照ください。
232	111	7	1	(4)					業務の期間	新中央体育館及び新陸上競技場の供用開始日から事業者による運営の間に空白があるように見受けられます。実施方針P.5の事業期間の表では空白期はないものと思料しますので整合を取っていただけませんでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 176を参照ください。
233	113	7	2	(1)	3)				実施体制	運営業務を担当する従業者のうち1名は防火管理者の資格を有すること、とありますが本件施設の防火管理者は事業者側より選任するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
234	117	7	2	(7)	1)	②			業務報告書の作成	月報の提出期日が翌月の10日までとなっておりますが、ゴールデンウィークや夏季休暇、年末年始休暇等の長期休暇期間がかかると仕入れ先企業からの請求書類等が遅れる場合があります。提出期日を翌月の10営業日までに緩和していただけないでしょうか。	提出期日は原則とし、状況に応じて変更するものとします。
235	117	7	2	(9)					保険	事業者が火災保険を付保するよう要請されていますが、貴市が所有する施設の建物・設備について、貴市は共済等の火災保険に類似する共済・保険に加入されるか否か、加入される場合はその内容についてご教示ください。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 169を参照ください。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	その他	項目名	質問内容	回答
236	121	7	3	(3)	3)				利用形態と使用施設	【表3利用形態と利用施設】の表に記載の個人利用についてメイン・サブアリーナに関しては個人利用の記載がありませんが、資料26 利用料金設定等の考え方の3) 個人利用・一般開放の表にはメインアリーナ・サブアリーナ・武道場・会議室／陸上競技場の項目で児童60円、一般120円との記載があります。メイン・サブアリーナも個人利用可との認識で宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。
237	122	7	3	(3)	4)				予約の優先順位	公益財団法人西宮スポーツセンター様が現在実施されている各種教室事業については、本事業における供用開始後指定管理者でなくなった際は全て行われぬという認識でよろしいでしょうか。または利用団体の立場で教室事業等現在と同じか類似した事業を新施設でも継続のご意向でしょうか。予約の優先順位は、「市・市教委・市立学校園、市が認めるスポーツ団体、市の外郭団体」が「事業者提案利用」より上位となっています。本事業における供用開始後も西宮スポーツセンター様による事業が行われると、会場確保や開催種目に大きく影響するため確認いたします。	西宮スポーツセンターが指定管理者の自主事業として行っている教室等については、ご理解の通りです。なお、西宮スポーツセンターが外郭団体として行う公益的なスポーツ推進に係る事業・イベントについては、先行予約を認める予定です。
238	123	7	3	(4)	1)				利用料金収入の取扱い	【資料-26「利用料金等設定の考え方」】(2)形態別料金倍率一覧に記載されている招集なしの場合の非営利と営利の区別をご教授頂けないでしょうか？ちなみに自主事業は営利or非営利のどちらに該当するのでしょうか？	ご質問内容の内、「招集なし」は「徴収なし」と読み替えた上で、「営利」となる基準について、参考例は以下のとおりです。興行利用等を目的として、直接又は間接的に金銭的利益を追求する行為（得た利益を構成員等に分配する場合を含む。）をいいます。また、使用団体については、株式会社・NPO法人・任意団体・私的団体・個人事業主等を問いません。具体的には、有料観覧席を設定したプロ選手等による公式戦、スポンサーなどの横断幕等の掲示（選手の横断幕は除く）、各種グッズ販売等の外形的な形態があれば、営利とみなします。なお、準備や片付けのみの利用枠は営利とみなしません。上記基準に該当しない場合であって、比較的低廉な入場料等を徴収する場合、非営利かつ入場料等徴収ありの区分となります。また、自主事業は非営利とします。
239	124	7	4	(1)	1)	④			業務内容	公園内行為使用許可書の手続きについて、許可や取り消しの権限については貴市にあるという理解で良いですか。	ご指摘の権限については、令和5年4月1日施行予定の西宮市都市公園条例において、指定管理業務に含みます。
240	124	7	4	(1)	1)	④			業務内容	「西宮市都市公園条例に基づく公園施設の使用の許可申請書の受理、決定、決定の取り消し及び許可書兼領収書の交付を行う。」とありますが、これに関する決定権限は西宮市にあるという理解で宜しいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 239を参照ください。
241	124	7	4	(1)	1)	⑤			業務内容	公園使用料の徴収・収納等について、使用料の決定や還付・減免の決定権限は貴市にあるという理解で良いですか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 239を参照ください。
242	124	7	4	(1)	1)	⑤			業務内容	「西宮市都市公園条例に基づく公園内行為の使用料等の徴収及び還付・減免を行う。」とありますが、これに関する決定権限は西宮市にあるという理解で宜しいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 239を参照ください。
243	130	7	4	(5)	1)				業務内容	利用料金の収受についてキャッシュレス決済の導入が求められていますが、公園使用に係る使用料においてはキャッシュレス決済にて徴収した際の決済手数料は貴市にて負担いただけるという理解で良いですか。	公園使用料の収受について、キャッシュレス決済の導入は求めておりませんが、今後の協議によりキャッシュレス決済を導入する場合の決済手数料は、公園使用料が市の収入になる場合に限り市が負担します。
244	130	7	4	(6)	2)				期待する配置運営業務	「利用者の多い時間帯」とは、どういった時間・曜日・期間でしょうか。貴市のお考えをご教えてください。	「通年の、平日の放課後～日没まで、休日の10時ごろ～夕方まで」が一般の公園利用において想定されますが、事業者による公園整備計画内容から想定される時間帯をご提案ください。
245	132	7	4	(7)	4)		ウ		大会・イベント等開催における管理業務	駐車料金の増額（特定日割増）については、事業者の提案料金で実施して宜しいでしょうか。	ご理解の通りですが、条例等で規定されることに留意してください。
246	132	7	4	(9)					公益財団法人日本陸上競技連盟公認再取得業務【運動施設】	公認の再取得に必要なトラック等の改修（オーバーレイ）工事は、市の負担で宜しいでしょうか。	事業者の負担です。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	その他	項目名	質問内容	回答
247	133	7	4	(10)	1)				基本的な考え方	自主事業において、運営期間の途中でペナルティなしで業態変更は可能でしょうか。また、自主事業の開始日時・時間については特段制限はありません。ただし、時間については、一般利用とのバランス等を勘案することとします。	要求水準書（案）に記載の通りですが、ペナルティなしで業態変更は可能であり、また、開始日時・時間については特段制限はありません。ただし、時間については、一般利用とのバランス等を勘案することとします。
248	133	7	4	(10)	1)				基本的な考え方	「市との協議により、売店等（内装等を含む）を撤去せず、市に無償譲渡することを認める場合がある。」とありますが、具体的にどのような場合に認められるのでしょうか。条件をお示し願います。	当該物件の規模・構造・劣化度・維持費はもとより、事業期間中の稼働状況等総合的に判断して無償譲渡（寄附）とするかどうか判断します。
249	133	7	4	(10)	1)				基本的な考え方	目的外使用料・貸付料・（公園）使用料について、料金単価をご教示願います。	<p>目的外使用料・貸付料・（公園）使用料については、土地及び建物面積・土地及び建物推定時価・固定資産仮評価額によるため、現時点では未定です。</p> <p>I. 目的外使用料については、西宮市行政財産使用料条例第3条に基づきます。以下に、算出方法の一例をお示しします。</p> <p>■ケース1 土地の一部を使用する場合（月額） ・土地推定時価÷土地全体面積×使用面積×2.5/1000 ※円未満切り捨て</p> <p>■ケース2 建物（複数階）の一部を使用許可する場合（月額） ・建物推定時価÷建物全体面積×使用面積×5/1000＝建物使用料（月額）※円未満切り捨て…① ・土地推定時価÷建物全体面積×使用面積×2.5/1000＝土地使用料（月額）※円未満切り捨て…② ・①+②＝その施設（建物）の使用料 <例：ケース2＝現中央体育館（令和4年3月現在）> 1965年築の中央体育館内1㎡当たりの月額目的外使用料≒1か月当たり・985円/㎡</p> <p>■ケース3 建物（平屋建）の一部を使用許可する場合（月額） ・建物推定時価÷建物全体面積×使用面積×5/1000＝建物使用料（月額）※円未満切り捨て…① ・土地推定時価÷土地全体面積×使用面積×2.5/1000＝土地使用料（月額）※円未満切り捨て…② ・①+②＝その施設（建物）の使用料</p> <p>II. 貸付料は、西宮市公有財産規則第31条に基づきます。 ■建物（複数階）の一部を使用許可する場合（月額） ・建物固定資産仮評価額÷建物全体面積×使用面積×4/1000＝建物使用料（月額）※円未満切り捨て…① ・土地固定資産仮評価額÷建物全体面積×使用面積×4/1000＝土地使用料（月額）※円未満切り捨て…② ・①+②＝その施設（建物）の貸付料</p> <p>III. （公園）使用料については、西宮市都市公園条例第11条及び、別表第2、別表第2の2に記載の通りです。なお、設置許可に際しての使用料については、西宮市都市公園条例施行規則第10条（令和4年8月22日改正 [参考1]）の規定に基づきます。以下に、算出方法の一例をお示しします。 ■土地の一部を使用する場合（月額） ・土地推定時価÷土地全体面積×使用面積×2.5/1000※円未満切り捨て <例：公園設置許可使用料（令和4年3月現在）> 西宮中央運動公園（河原町）内1㎡当たりの設置許可使用料≒1か月当たり・470円/㎡</p> <p>（注1）上記金額は年度や建物・土地の推定時価等で変動します。 （注2）建物推定時価については、初年度は市の取得価額となりますが、次年度以降は減価償却と再調達費用を考慮して設定します。 （注3）建物推定時価・土地推定時価の情報に関しては、当該情報を含む「公有財産明細書」を行政資料の閲覧申請によりご確認ください。</p>

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	その他	項目名	質問内容	回答
250	134	7	4	(10)	3)				広告、ネーミングライツ	広告掲示又はネーミングライツを希望する広告主については、複数の入札参加者に対し、関心表明等その意を示すことが可能である、という認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
251	134	7	4	(10)	3)				広告、ネーミングライツ	ネーミングライツは、公園施設・新中央体育館・新陸上競技場それぞれの施設に導入可能なのでしょうか。	ご理解の通りです。
252	134	7	4	(10)	3)	①②			広告、ネーミングライツ	提案した広告やネーミングライツの金額や時期が変動した場合、ペナルティは課されないとの理解でよろしいでしょうか。時期が先となるため、各企業の業績等により金額や時期は変動されることが想定され、ペナルティを課されますと提案は非常に難しいと考えます。	ご理解の通りです。
253	134	7	4	(10)	3)		②		広告、ネーミングライツ	本施設へのネーミングライツの導入による提案審査時の評価方針をご教示いただけませんか。	入札公告時に示します。
254	135	7	4	(10)	3)		②	オ	広告、ネーミングライツ	「屋外に設置するサインに、企業のイメージをあらわすロゴやコーポレートカラーを使用することは不可とする。」とございますが、ネーミングライツを出す目的として認知度アップが大きいと考えられるため、ロゴやカラーの使用について市との協議可能としていただけませんか。	原案の通りとします。
255	136	8	1	(2)				イ	整備の基本方針	民間提案施設の提案できる施設は「便益施設」、「運動施設」、「教養施設」、「休養施設」、「遊戯施設」に準ずるものとするれば、面積等規模については事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り事業者提案ですが、面積等規模については西宮市都市公園条例に定める規定（建蔽率や運動施設率）等の法規制を順守してください。
256	136	8	1	(3)				ア	整備・運営の基本的条件	設置管理許可は1年更新が可能でしょうか。	ご理解の通り可能です。
257	136	8	1	(3)				ウ	整備・運営の基本的条件	「設置管理許可では、西宮市都市公園条例で定める額の使用料を徴収する。」とあり、当該条例別表第2における「都市公園法第2条第2項の公園施設」の項目においては、使用料の額が、公園施設の「設置」と「管理」で各々に定められています。事業者で公園施設を整備し、かつ管理する場合は「設置する場合」としての使用料のみを納めれば足りるとの理解でよろしいでしょうか。また、西宮市都市公園条例施行規則第7条において、条例別表第2に定める額をより具体的に定める計算式が定められていますが、事業者側でかかる計算式に基づき正確な使用料を算出することは困難です。貴市にお支払いする使用料は民間提案施設検討において極めて重要な要素になることから、貴市にて具体的な使用料（1平方メートルあたりの単価）を予めお示しいただけないでしょうか。	前段について、西宮市都市公園条例においては、ご理解の通り、事業者で公園施設を整備し、かつ管理する場合は「設置する場合」としての使用料のみを納めれば足りるとの理解です。後段について、民間提案施設の設置許可に際する使用料については、要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 249を参照ください。
258	137	8	3	(3)					運営業務	民間提案施設を整備した場合、その宣伝、広告及び看板設置は関係法令を遵守し、所定の使用料等を取る前提において、事業者の任意で行えるとの理解でよろしいでしょうか。（例えば、近隣の同種民業圧迫にならないようにとの観点から、宣伝行為の制約を貴市から受けることがあるか。）	本公園においては民間提案施設内に限り、宣伝、広告及び看板設置については、関係法令を遵守し、事業者の任意で行えるとの理解です。また、ご例示の制約を課すようなことはありません。
259	137	8	3	(3)					運営業務	民間提案施設でアルコールを販売することは可能でしょうか。	可能です。
260	137	8	3	(3)					運営業務	民間提案施設を運営するにあたり加入が必要となる団体等があればご教示願います。例。自治会等	自治会の賛助会員制度の利用が考えられますが、河原町には自治会がないのが現状です。（回答日現在）また、施設の運営形態にもよりますが、兵庫県体育施設協会への加入等、各種業界団体への加入が考えられます。ただし、いずれも加入を必須とはいたしません。
261		資料7	2	2-1					西宮中央運動公園周辺の道路計画	西側の擁壁(石垣)が計画では撤去されていますが、残置することも可能でしょうか。	道路改良・歩道拡幅に支障となる区間の擁壁の残置はできません。
262		資料12-1							施設構造要件	雨水貯留槽本体の材質がコンクリート製と記載されていますが、プラスチック製への変更は可能でしょうか。また、既存体育館のコンクリート基礎部を利用した雨水貯留槽を建築することは可能でしょうか。	前段について、雨水貯留槽本体の材質は、維持管理性、耐久性の面からコンクリート製としており、プラスチック製への変更はできません。後段について、既存体育館のコンクリート基礎部を利用した雨水貯留槽の建築とは、どのようなことを想定されているかわかりかねますが、既存体育館は築後、相当の年数を経過しておりますので、既存体育館のコンクリート基礎部を利用した雨水貯留槽の建築はできません。
263		資料30							目的外使用料	①体育館公共エリアにおける目的外使用料、②民間提案施設エリアの目的外使用料につきまして具体的な金額を提示いただけませんか。各社条件を揃えかつ具体的な数字を基に提案の幅が広がると考えます。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No. 249を参照ください。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	その他	項目名	意見提案内容	回答
1	7	1	7						事業期間	本発掘調査が必要となった場合の費用及び工期延伸リスクは市の負担とする。とありますが、これに伴う工期を延伸相当分だけ引渡時期が遅延すると仮定した場合、維持管理・運営期間の終期については遅延相当期間分だけ延伸するという理解で宜しいでしょうか。	実施方針に関する意見提案・回答書No.1を参照ください。
2	7	1	7						事業期間	供用開始時期は事業者提案となりますが、供用開始を早めると維持管理・運営費用は増加します。提案の是非を判断するため、供用開始時期に対する評価基準（配点）を明確にしてください。	ご意見を踏まえて検討の上、詳細は入札公告時に示します。
3	10	1	10	(2)					運営業務及び維持管理業務に係る費用負担	光熱水費が事業者負担とありますが、大幅な高騰が進んでいます。債務負担行為設定時の設定、事業者による試算のいずれも想定が困難であると思慮しますので、実費精算等について検討ください。	ご意見を踏まえて検討の上、詳細は入札公告時に示します。
4	17	1	18						用語の定義	事業契約書にて定める「定義」において、本件質疑回答の内容を含めて、定めて頂きたいです。	ご意見として確認しました。
5	17	1	18						用語の定義	現案には記載がありませんが、事業契約書にて定める定義において、当該実施方針等に関する質疑回答を「入札説明書等」に含め、定めていただきますようお願い致します。	ご意見踏まえて検討の上、詳細は入札公告時に示します。
6	17	1	18						用語の定義	事業契約書にて定める定義において、当該実施方針等に関する質疑回答を「入札説明書等」に含め、定めていただきますようお願い致します。	ご意見踏まえて検討の上、詳細は入札公告時に示します。
7	25	3	1	(2)				ウ	敷地条件等	一切の許可申請・手続きは事業者にて実施することとありますが、本手続については行政側で実施すべき業務であると考えます。「事業者は行政が実施する手続の支援を行うこと」としていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
8	25	3	1	(2)				ウ	敷地条件等	「一切の許可申請・手続きは事業者にて実施すること。」との記載がありますが、本手続については行政の実施すべき業務と想定されるため、「事業者は行政が実施する手続の支援を行うこと」と修正頂けないでしょうか。	要求水準書（案）に関する意見提案・回答書No.7を参照ください。
9	25	3	1	(2)				ウ	敷地条件等	「一切の許可申請・手続きは事業者にて実施すること。」とありますが、本手続については行政の実施すべき業務と考えます。については、「事業者は行政が実施する手続の支援を行うこと」として頂けないでしょうか。	要求水準書（案）に関する意見提案・回答書No.7を参照ください。
10	25	3	1	(2)				ウ	敷地条件等	一切の許可申請・手続きは事業者にて実施することとありますが、本手続については行政の実施すべき業務と考えます。については、「事業者は行政が実施する手続の支援を行うこと」として頂けないでしょうか。	要求水準書（案）に関する意見提案・回答書No.7を参照ください。
11	25	3	1	(2)				ウ	敷地条件等	一切の許可申請・手続きは事業者にて実施すること。との記載がありますが、本手続については行政の実施すべき業務と考えます。「事業者は行政が実施する手続の協力すること」としてもらえないでしょうか。	要求水準書（案）に関する意見提案・回答書No.7を参照ください。
12	25	3	1	(2)				コ	敷地条件等	環境の保全と創造に関する条例の緑化基準を遵守とありますが、緑化率を満たすことは困難であると考えられます。本内容については努力義務としていただけないでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.25を参照ください。
13	25	3	1	(2)				コ	敷地条件等	「環境の保全と創造に関する条例の緑化基準を遵守」とありますが、条例に基づく緑化基準を満たすことは、実情として困難であることが想定されます。緑化率向上に向け出来る限りの検討は行いますが、本内容について努力義務とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.25を参照ください。
14	25	3	1	(2)				コ	敷地条件等	「環境の保全と創造に関する条例の緑化基準を遵守」とありますが、事実上緑化率を満たすことは困難であると思われれます。事業者としては最善の努力を尽くしますが、本内容については努力義務として頂けないでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.25を参照ください。
15	28	3	1	(4)					屋外多目的コート 施設構成の概要	想定している広さ、仕様はありますか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.47を参照ください。
16	29	3	1	(4)					水路※3 施設構成の概要	東411、東412ともに、敷地外部分同様に、市が維持管理を行う方が効率的、経済性の観点から良策かと思われれます。敷地内についても、開渠、暗渠を問わず、市に維持管理をして頂きたく願います。	水路施設の補修は市で行いますが、「第6-3-(6)-3)-⑤水路清掃業務」に記載する内容については事業者で行って頂くこととなります。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	その他	項目名	意見提案内容	回答
17	43	3	2	(2)	11)		ケ		植栽計画	西宮市オリジナル植物について、専門性・経済性、また品質維持の観点から、植物生産研究センター様からの無償のご指導を適宜頂きたく願います。	西宮市オリジナル植物の生育管理方法についての指導・アドバイスは、通常の業務範囲内で適宜可能です。
18	47	3	2	(3)	3)	①	ア・イ		新中央体育館	アリーナサイズの最低寸法は提示いただけないでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.106を参照ください。
19	47	3	2	(3)	3)	①	イ		新中央体育館	アリーナサイズがバスケットボールコート1面以上と小さいため、大型車の直接乗り入れは無しとしていただけないでしょうか。	メイン・サブアリーナの機能分担によりますが、サブアリーナについては大会・イベント等の規模・頻度等に応じて計画することとします。なお、設営作業等に支障がない場合は、サブアリーナに関して必ずしも大型車両の直接乗り入れを想定する必要はありません。
20	57 58	3	2	(3)	6)	① ③	イ オ		受変電設備	スペースの有効活用のため、「容量25%」「増設スペース」のどちらかにするようには如何でしょうか。 【57頁】変圧器容量25%を見込むよう記載があります。 【58頁】変圧器容量変更対応のためスペースを見込むよう記載があります。	要求水準書（案）に記載の通り、両方とも必要です。
21	57 59	3	2	(3)	6)	① ④	シ イ		中央監視設備	下記のように実施方針に記載がありますが、中央体育館管理事務所に常駐する可能性が高いため、中央監視の監視場所は、中央体育館管理事務所に限定しては如何でしょうか。 【57頁】陸上競技場及び公園は陸上競技場大会運営記録室で、それ以外が、中央体育館管理事務室 【59頁】公園内の各設備運転情報を統括するシステムを構築し、中央体育館管理事務所で監視出来る設備を必要に応じて設置すること。	新中央体育館の管理事務室で全体（公園・体育館・陸上競技場）の管理をしつつ、新陸上競技場については、新陸上競技場の大会運営・記録室でも管理できる仕様となるよう、文言を修正します。 要求水準書（案）に関する質問・回答書No.127も参照ください。
22	69	4	2	(1)	2)	①	ウ		設計及び設計関連業務に関する留意事項	本発掘調査が必要となった場合の費用及び工期延伸リスクは市の負担とする。 とありますが、これに伴う工期を延伸相当分だけ引渡時期が遅延すると仮定した場合、維持管理・運営期間の終期については遅延相当期間分だけ延伸するという理解で宜しいでしょうか。	実施方針に関する意見提案・回答書No.1を参照ください。
23	72	4	2	(2)	2)	①	ア		建設及び建設関連業務に関する留意事項	建設工事の実施体制にて求められる照査技術者について、一般的に施工者には配置を求められる技術者ではありません。昨今の人員不足にご配慮をいただき、施工者としての照査技術者の配置条件を不要としてください。	ご指摘の通り、照査技術者は一般的に施工者には配置を求められる技術者ではないため、建設工事（施工者）としての照査技術者の配置は不要として、実施方針及び要求水準書（案）を修正します。
24	76	4	2	(2)	4)	③			工事中	週間工程表や工事日報・工事週報は、他実績においても、作成の手間等も生じ煩雑になるため、市への提出書類は毎月の月間工程表と工事月報に集約頂けないでしょうか。	ご意見として確認しました。
25	79	4	2	(3)		①			解体・撤去工事業務	解体・撤去工事範囲に「什器備品等を含む」とありますが、事業者及び建設企業は、什器備品を建設廃棄物として撤去・廃棄できませんので、排出事業者となる貴市または所有者にて、解体・撤去工事前に撤去・廃棄をお願い致します。	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.150を参照ください。
26	79	4	2	(3)		③	キ		解体・撤去工事の留意事項	処理・保管にかかる費用は、市が契約主体となり、事業者が負担することとする。 とありますが、PCBの管理・保管・処分は所有者に義務付けられておりますので、事業者が処分の責務を負う事は出来ません。別途発注下さいませよう、お願いいたします。 別途発注が困難な場合は、「市が契約主体」となることから処理・保管にかかる費用の公表をお願いいたします。	前段については、要求水準書（案）に関する質問・回答書No.150を参照ください。 後段について、費用の公表については、その必要性に応じて判断することとします。
27	92	6	1	(5)					費用負担	各施設の供用開始後、運営業務及び維持管理業務の実施に係る光熱水費は、すべて事業者負担とする。 とありますが、昨今の急激なエネルギー価格の高騰もあり、光熱水費に関して全く予測が出来ない状況です。については、水光熱費に関しては以下のような対応をご検討頂けないでしょうか。 ・実費による精算 ・複数年度の平均値を算出し、上限値・下限値（もしくは率）を設定し、これの金額を超える金額について精算する。	ご意見を踏まえて検討の上、詳細は入札公告時に示します。
28	92	6	1	(5)					費用負担	光熱水費が事業者負担とありますが、大幅な高騰が進んでいます。債務負担行為設定時の設定、事業者による試算のいずれも想定が困難であると思慮しますので、実費精算等について検討ください。	ご意見を踏まえて検討の上、詳細は入札公告時に示します。

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	その他	項目名	意見提案内容	回答																																																																														
29	93	6	1	(11)					保険	<p>・事業者は、運営・維持管理期間中、自らの負担により次の保険に加入すること。</p> <p>・運営・維持管理期間の火災保険の付保について、市は、事業者によって付保と同等の効果がある手法についての提案があった場合には、この提案を採用することにより、事業者の付保義務を免除する。</p> <p>とありますが、本施設は行政として建物総合損害共済に加入することになるものと推察します。これは付保と同等の効果があるという理解で宜しいでしょうか。</p>	市は全国市有物件災害共済会の保険に加入しますが、事業者にも火災保険もしくはそれと同様の効果を有する保険に加入いただきます。																																																																														
30	105	6	3	(6)	2)				業務の対象範囲	<p>市で維持管理を実施される施設（範囲）については、対象外として頂きたく願います。（P91の※1に該当する範囲）</p>	<p>要求水準書（案）P91に記載の通り、※1の業務については市で実施します。</p> <p>また、以下の内容、及び要求水準書（案）に関する質問・回答書No.212に合わせて、要求水準書（案）を修正します。</p> <p>・マンホールトイレ： 定期的な保守点検・修繕・更新は市が実施する。ただし、最上流部から公共ます同等品（施設敷地内のマンホールトイレ専用の公共ます）との接続部までの排水管については日常点検を事業者で実施する。</p> <p>・防火水槽： 防火水槽（採水口の構造物を含む）の修繕や水位低下による補水等の定期的な保守点検・維持管理は事業者が実施する。</p> <p>（参考） 防災行政無線屋外拡声子局：半期点検（外観点検、清掃等）及び年次点検（動作確認、電界測定等）・修繕・更新は市（災害対策担当部署）が実施する。日常的な点検は事業者が実施し、電気料金は事業者の負担とする。</p>																																																																														
31	106	6	3	(6)	3)	④			ごみ処理業務	<p>④に関して、現施設の廃棄物処理量の実績値を開示いただけますでしょうか。</p>	<p>令和3年度の実績値を以下の通り開示します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">2021年度（令和3年度）西宮中央運動公園内施設 塵芥集計表</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">月</th> <th colspan="3">可燃（袋数）</th> <th rowspan="2">不燃（kg）</th> </tr> <tr> <th>30L</th> <th>45L</th> <th>90L</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>89</td><td>99</td><td>91</td><td></td></tr> <tr><td>5月</td><td>88</td><td>108</td><td>66</td><td>4</td></tr> <tr><td>6月</td><td>104</td><td>127</td><td>74</td><td>10</td></tr> <tr><td>7月</td><td>98</td><td>154</td><td>131</td><td>8</td></tr> <tr><td>8月</td><td>80</td><td>214</td><td>169</td><td>10</td></tr> <tr><td>9月</td><td>95</td><td>204</td><td>157</td><td>23</td></tr> <tr><td>10月</td><td>114</td><td>139</td><td>100</td><td>22</td></tr> <tr><td>11月</td><td>130</td><td>155</td><td>89</td><td>23</td></tr> <tr><td>12月</td><td>113</td><td>127</td><td>94</td><td>22</td></tr> <tr><td>1月</td><td>102</td><td>119</td><td>46</td><td>27</td></tr> <tr><td>2月</td><td>69</td><td>85</td><td>39</td><td>10</td></tr> <tr><td>3月</td><td>98</td><td>116</td><td>125</td><td>29</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,180</td><td>1,647</td><td>1,181</td><td>188</td></tr> </tbody> </table> <p><small>※対象は中央体育館・陸上競技場・多目的グラウンド・テニスコート・西宮スポーツセンターです。下記の施設は含まれていません。</small></p>	2021年度（令和3年度）西宮中央運動公園内施設 塵芥集計表					月	可燃（袋数）			不燃（kg）	30L	45L	90L	4月	89	99	91		5月	88	108	66	4	6月	104	127	74	10	7月	98	154	131	8	8月	80	214	169	10	9月	95	204	157	23	10月	114	139	100	22	11月	130	155	89	23	12月	113	127	94	22	1月	102	119	46	27	2月	69	85	39	10	3月	98	116	125	29	合計	1,180	1,647	1,181	188
2021年度（令和3年度）西宮中央運動公園内施設 塵芥集計表																																																																																									
月	可燃（袋数）			不燃（kg）																																																																																					
	30L	45L	90L																																																																																						
4月	89	99	91																																																																																						
5月	88	108	66	4																																																																																					
6月	104	127	74	10																																																																																					
7月	98	154	131	8																																																																																					
8月	80	214	169	10																																																																																					
9月	95	204	157	23																																																																																					
10月	114	139	100	22																																																																																					
11月	130	155	89	23																																																																																					
12月	113	127	94	22																																																																																					
1月	102	119	46	27																																																																																					
2月	69	85	39	10																																																																																					
3月	98	116	125	29																																																																																					
合計	1,180	1,647	1,181	188																																																																																					
32	106	6	3	(6)	3)	④	キ		ごみ処理業務	<p>不法投棄された廃棄物の処分費用について、事業者が責が無い場合、「市の負担」或いは、「市と事業者両者の負担」として頂きたく願います。</p>	原案の通りとします。																																																																														
33	108	6	3	(9)	4)	②	オ		要求水準	<p>修繕・更新内容を竣工図等に反映させるよう記載がありますが、図面更新については一定額以上の工事（基本的に大規模修繕に近い大型工事を想定）について対応する、とさせていただきますでしょうか。</p>	要求水準書（案）に関する質問・回答書No.226を参照ください。																																																																														
34	117	7	2	(7)	1)	②			業務報告書	<p>月報の提出期日が翌月の10日までとなっておりますが、ゴールデンウィークや夏季休暇、年末年始休暇等の長期休暇期間がかかると仕入れ先企業からの請求書類等が遅れる場合があります。提出期日を翌月の10営業日までに緩和していただけますでしょうか。</p>	提出期日は原則とし、状況に応じて変更するものとします。																																																																														
35	117	7	2	(9)				イ	保険	<p>火災保険は通常施設所有者が付保することが一般的と考えます。こちらは貴市にて付保いただけないでしょうか。</p>	原案の通りとします。																																																																														
36	117	7	2	(10)		①			引継協議	<p>事業期間終了後の引継ぎに加えて、現管理者からの引継ぎに関する業務としての要求水準の規定をお願いします。</p>	原案の通りとします。																																																																														
37	124	7	3	(5)					光熱水費の負担	<p>光熱水費は事業者負担とありますが、新設の施設の光熱水費を提案段階で見積もることは困難であり、加えて昨今の急激な電気料金高騰などもあり、正確に予測することは不可能であると考えます。</p> <p>光熱水費は実費精算とするか、貴市にて余裕を持った光熱水費予算額を指定いただき余剰分は返還することとするなど、ご検討いただけないでしょうか。</p>	ご意見を踏まえて検討の上、光熱水費の支払額や物価変動に伴うサービス対価改定方法等を含め、詳細は入札公告時に示します。																																																																														

No.	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	その他	項目名	意見提案内容	回答
38	124	7	3	(5)					光熱水費の負担	水光熱費について、室の利用料金にあわせて徴収することは可能とするとありますが、その上限価格は事業者により自由に設定できるものではないと思われま。高騰する昨今の水光熱費を適切に受益者に転嫁できない以上、実費精算が合理的と考えますので検討ください。	要求水準書（案）に関する意見提案・回答書No. 37を参照ください。
39	130	7	4	(6)	1)				業務内容	「事故が起きないよう見守りを行う」という表現について、任意事項ではあるものの、プレイリーダーを配置する限りは事故を防ぐ監視員としてその責任を負うとも捉えられるように感じられます。安全な公園施設を維持することや、自主事業参加者の安全確保に努めることは当然ですが、不特定多数の方が自由に使える公園において、プレイリーダーを置くことがケガやトラブルの発生そのものに対して全て責任を負うものではないという認識でおります。「事故が起きないよう見守りを行う」ことに対して貴市のお考えをお示しいただけないでしょうか。	ご懸念は理解しますが、各種保険でリスクを軽減することも一案と考えます。なお、「事故が起きないよう見守りを行う」という表現については検討します。 ※プレイリーダーについては、「登下校の見守り旗当番（PTAや地域のお年寄り）」や「スポーツクラブ21でサッカーを教えてくれる地域の方たち」に類似して実施される地域ボランティアの配置や、施設管理・館内巡回業務や受付・案内業務との兼務した人員配置等の身近なものから、昨今の室内有料遊戯施設でのスタッフ配置に類似して実施される民間事業としての配置まで、幅広い提案を想定しています。 また、事業者ごとの特色ある公園づくりに対する提案を促すため、任意の提案としております。 (実施しない選択も可能。) また、利用者がどう認識するかについては、例えば自主事業として実施し参加費等を徴収した場合は、求められる顧客満足度も当然高くなるため、プレイリーダーに求められる水準も高まり事故やトラブルに対する認識も変化すると思われま。これらの点も考慮してご提案ください。